

◆ 第 1 0 回 石狩市・厚田村・浜益村合併協議会 ◆

《 会 議 録 》

主催：石狩市・厚田村・浜益村合併協議会

会場：石狩市花川北コミュニティセンター

日時：平成16年3月30日(火) 13:00～17:35

第10回 石狩市・厚田村・浜益村合併協議会会議録

開催日時：平成16年3月30日(火) 13:00～17:35

開催場所：石狩市花川北コミュニティセンター

【出席委員】(敬称略)

会長 田岡 克介
副会長 牧野 健一 木村 康美

委員

神崎 征治	福沢 和夫	工藤 榮一	加納 洋明	高田 静夫
中野 文能	堀 弘子	熊倉 正博	長原 徳治	池端 英昭
河合 英治	河合 雅雄	田村 嘉瑞	阿部 政二	成田 一夫
佐々木友治	神田 一昭	岸本 正吉	羽立 福光	酒井 敏一
山根 利子	村重 節子	佐藤 豊治	小林 義行	浅井 秀樹
飯尾亜紀仁	小池 弓夫	坪田 清美	藤原 市子	沢田 富男
鈴木日出男	桐山 和郎	後藤 崇	大山 弘行	石橋 千春
岸本 アイ	佐藤 克廣	田中 宣律		

監査委員

土門 隆一 北嶋 富作

【欠席委員】(敬称略)

越智 正男 伊藤 一治 相原 一男 中村 東伍

【幹事会】

青野 誠	谷本 邁	大原 嘉弘	四宮 克	河地 良一
村中 誠治	野 昭夫	岡林 位和	秋村 一郎	加藤 美幸
赤間 聖司	佐々木隆哉			

【行財政専門部会】

津川 定昭 川端 章義 宮田 勉

【住民福祉専門部会】

鎌田 英暢	加藤 光治	相澤 幸一	吉田 英洋	藤田 隆
伊藤 清	唐澤 治夫	熊谷 隆介	村本 慶幸	向井 邦弘

【教育文化専門部会】

川又 和雄 小林 薫 坂本 汎

【事務局】

工藤 泰雄 清水 敬二 松儀 倫也 佐々木大樹 中村 裕一
富木 則善 江部 靖 田中 匡

【傍聴者数】

30名

議事日程

1	開 会	4 頁
2	会長挨拶	4 頁
3	報告事項	4 頁
	報告第 1 号 新市建設計画小委員会経過報告	4 頁
	報告第 2 号 地域自治組織等小委員会経過報告	5 頁
4	合併関連 3 法案による地域自治組織制度の概要について 北海学園大学法学部政治学科教授 佐藤 克廣 氏	5 頁
5	協議事項	7 頁
	協議第 1 号 平成 16 年度石狩市・厚田村・浜益村合併協議会 事業計画（案）について	7 頁
	協議第 2 号 平成 16 年度石狩市・厚田村・浜益村合併協議会 歳入歳出予算（案）について	7 頁
	協議第 3 号 合併協議項目の一部見直し（案）について	12 頁
	協議第 4 号 行政連絡機構の取扱い（継続）	19 頁
	協議第 5 号 市民活動関係（継続）	30 頁
	協議第 6 号 児童母子福祉関係（継続）	31 頁
	協議第 7 号 ごみ対策関係（提案済未協議）	33 頁
	協議第 8 号 給食センター、図書館、公民館関係（提案済未協議）	41 頁
	協議第 9 号 町名・字名の取扱い	44 頁
	協議第 10 号 国民健康保険事業の取扱い	48 頁
	協議第 11 号 高齢者・障害者福祉関係	50 頁
	協議第 12 号 教育管理関係	50 頁
	協議第 13 号 学校教育関係	50 頁
	協議第 14 号 社会教育・スポーツ関係	50 頁
6	閉 会	51 頁
	(1) 第 11 回会議の開催日時等について	51 頁

1. 開 会

工藤事務局長：事務局の工藤です。

それでは、ただいまより第10回石狩市・厚田村・浜益村合併協議会を開催させていただきます。

本日の日程は配付の会議次第のとおりでございます。

初めに、合併協議会会長の田岡克介石狩市長よりご挨拶を申し上げます。

2. 会長挨拶

田岡会長：皆さん、こんにちは。

大変お忙しいところをご参加いただきまして、ありがとうございます。

迎えて10回目の協議会、残す案件も大分煮詰まってきましたのですが、本日は14号議題まで大変ボリュームたっぷりありますので、合理的な意見交換といえますか、協議が進められればと思っております。時間が限られておりますので、挨拶はこの程度にさせていただきます、直ちに内容に入りたいと思えます。

今日はどうもありがとうございました。

工藤事務局長：それでは、これから会議を始めるわけでございますが、規約第10条第1項の規定によりまして、委員の過半数の出席が必要となっております。正副会長を含め委員45名中ただいま41名の出席をいただいております、定足数を超えておりますので、会議は成立いたします。

また、規約第10条第2項の規定により、会議の議長は会長が務めることとなっておりますので、これからの進行は会長をお願いいたします。

よろしくをお願いいたします。

3. 報告事項

田岡会長：それでは、初めに報告第1号 新市建設計画小委員会経過報告を、小委員会委員長の加納洋明委員より報告を願います。

加納委員：報告をさせていただきます。

報告第1号 新市建設計画小委員会の経過報告についてご報告をさせていただきます。本日追加配付されました1枚物の議案2ページをごらんいただきたいと思います。

3月25日、石狩市議会第1委員会室で開催した第10回小委員会には、委員15名中12名が出席しております。

初めに、報告事項といたしまして、新市将来構想ダイジェスト版に合わせて配付いたしましたアンケート調査について、641通の回答があり、回答率は配付世帯数の3.1%であるとの報告を受けております。

次に、協議事項といたしまして、「新市建設計画」の検討・協議を行い、「新市建設計画」の名称を「合併まちづくりプラン」とすること、並びに計画書の全体構成と内容のうち、「序論」から「公共的施設の適正配置と整備」など、4つの項目について原案どおりすることを確認しております。

また、その他といたしまして、「合併まちづくりプラン」策定の当面のスケジュールについて説明を受けております。

以上、前回の協議会以降開催いたしました新市建設計画小委員会の経過報告を終わります。

田岡会長：ありがとうございました。

続きまして、報告第2号 地域自治組織等小委員会経過報告を小委員会委員長の佐藤豊治委員より報告願います。

佐藤豊治委員：佐藤です。

報告第2号 地域自治組織等小委員会の経過報告につきましてご報告させていただきます。本日追加配付されました1枚物の議案4ページをごらんいただきたいと存じます。

去る3月26日、石狩市議会第1委員会室におきまして第4回小委員会を開催いたしました。

初めに、議事事項ですが、第159回国会に提出された合併新法、改正合併特例法、改正地方自治法、いわゆる合併関連3法案に係る地域自治組織制度について、事務局より詳細な説明を受けました。

3法案の主な内容ですけれども、合併新法においては法人格を有する合併特例区を一定期間、要するに5年以下設置できる制度を創設した。改正合併特例法においては、平成17年3月31日までに合併申請を行い、平成18年3月31日までに合併したものについて、現行合併特例法の財政支援措置等を適用する旨の経過措置が置かれました。改正地方自治法においては、住民自治の強化や行政と住民との協働の推進などを目的とする組織として、法人格を有しない地域自治区を市町村の判断によって設置できる制度を創設した、などが説明されまして、合併関連3法案による地域自治組織制度について理解を深めた次第でございます。

続いて、小委員会の今後のスケジュールですけれども、合併するとした場合の地域のあり方について、地域自治区、合併特例区、現行合併特例法に規定される地域審議会の設置についての具体的な検討に入ることが確認されました。

以上、前回の協議会以降開催いたしました地域自治組織等小委員会の経過報告を以上で終わります。

田岡会長：はい、ありがとうございました。

以上、2つの委員長から報告がなされました。

4. 合併関連3法案による地域自治組織制度の概要について

田岡会長：続きまして、ただいまの報告の中にも関連しますように、3月9日、国会に提案されました地方自治法改正案など、いわゆる合併関連3法案による地域自治組織制度について、本日出席していただいております共通委員であります佐藤克廣北海学園大学法学部教授から、その概要について資料に基づいて説明をお願いしたいと存じます。

佐藤先生、よろしく申し上げます。

佐藤克廣委員：ただいまご紹介いただきました佐藤でございます。

お手元に3枚、右とじて横書きになっております地域自治組織制度の適用等に関する資料という題名のものが1枚と、大きなA3の資料があるかと思えます。それをごらんいただきながら、簡単な説明をしてまいりたいと思えます。大体10分程度でお話ししてほしいということでございますので、なるべく手短にお話しをしたいと思います。

今回改正法が提案されておりますけれども、これにつきましてはまだ国会審議が必ずしも十分なされているわけではございませんので、修正その他の可能性があるということをお含みいただきたいと思えます。通常でありますとそれほど大きな変更もなく通過すると思われそうですが、そのあたりにつきましては、まだ若干の変更の可能性があるということをお含みいただきたいと思えます。

まず、今回の改正法で新しく2つの制度が提案されております。1つは地域自治区というものでございます。これは地方自治法が改正されて、一般のほかの合併をしない市町村でも設置が可能になりました。

ただ合併をした場合に設置される地域自治区というのはやや特殊な役割を持っており、これは2枚目をごらんいただければわかるかと思いますが、2枚目の一番上に、原則というのがございます。この原則をごらんいただければわかりますように、1つの市なり町なり村を分けて地域自治区を設定する場合には、すべての地域に設置をするということになりますけれども、合併の場合には一部にそれを設置することができるという、そういう仕組みになってございます。その辺が一般の地域自治区とそれから合併をした場合の地域自治区の若干の違いであります。

地域自治区については、いわゆる法人格というのがない形になっております。ただし合併をした市町村については、区長というものを特別職にするということが可能です。

続きまして、もう一度1枚目に戻っていただきたいのですが、合併特例区というものが提案されております。これは協議が整った場合でありますけれども、法人格のある特別地方公共団体という形で設置されることになろうかと思っております。ただし合併特例区は期限がございまして、合併をしてから5年以内の期間で、この協議で定める期間ということになっております。

法人格がございまして、区長その他というのは新しい市の市長さんが任命をするということになっております。その辺の大きな枠組みについては、3枚目の大きな表、A3の大きなものの方をごらんいただきますと、合併特例区の概要がおわかりになるかと思っております。やや細かいのですが、市町村長が合併特例区協議会構成員を任命いたしまして、施行期間というものもやはり市町村長が任命をするという形になっております。この合併特例区の場合は特別職なのですけれども、助役が兼務をするといったようなことも可能というふうになってございます。

以前、いろいろな議論がなされて、というのはこの場所ではなくて、この地域自治組織をめぐっているいろいろな議論がなされておりましたときには、この合併特例区のようなもの、あるいは法人格を有する地域自治組織というのはもう少し長い期間、10年程度になるのではないかとおられておりましたけれども、今回いろいろ与党との調整の中で、どうやら5年以内ということに落ちついたようでございます。

そもそも今度の新しい合併特例法は期限が5年と。現在の特例法は10年間の有効な法律ということで制定されておりましたけれども、今度のものは5年ということになっております。

両方のその大きな違いは、一番大きなもので見ていただきますとわかりますように、1つは法人格を有するか有しないかということでございます。それとこちらの協議会に関係しそうな点で申し上げますと、もともと考えられていた案では、それぞれの市村が1つずつこの合併特例区なり、あるいは合併に伴う地域自治区を設定するということが想定されておりましたけれども、お手元の資料にございますように、二つ以上でまとまって、そうした区域も設けることができるようになったというところが、最近のこの提案されたものの大きな違いというふうに言えるかと思っております。

したがって、これはあくまでも可能性の話でございまして、例えば厚田村と浜益村が一緒にその特例区というものになるという可能性もあると、そういうことも可能になったということでもあります。これはあくまでも一般論でございまして、そうするとかそうしないということとは違います。

このように、地域自治区、それから合併特例区という制度ができましたけれども、これは今説明申し上げましたように、いわば新しい法律の新しい特例法なのでありますが、この協議をしている前提は2005年の3月31日までの間に合併をするとした場合の協議を続けておられるわけですけれども、この現在の特例法にもこうした改正案というのは反映されるという、そういう改正案も出ております。

やや複雑ではありますが、新しい合併法と今現行の合併法の改正案と、それから地方自治法の改正案と、こういった3本立てになってございますので、今説明したようなことはその新しい法律だけではなくて、

このまま国会が通りますと、現行の特例法の改正という形で可能になるということをお話しいたしまして、私の方の話は終わらせていただきたいと思います。

田岡会長：ありがとうございました。

今日の説明はこれから小委員会等でさらに踏み込んだ議論をされ、その上において当協議会にかけられるわけですが、大いに参考になるのではないかというふうに思います。

5. 協議事項

田岡会長：それでは、協議に入りたいと思います。

初めに、協議第1号 平成16年度石狩市・厚田村・浜益村合併協議会事業計画(案)について、協議第2号 平成16年度石狩市・厚田村・浜益村合併協議会歳入歳出予算(案)について、一括協議をいたします。事務局より説明をさせていただきます。

事務局(松儀)：事務局の松儀と申します。よろしくお願ひいたします。

協議第1号から第2号までご説明させていただきます。お手元の協議議案5ページをごらんください。

協議第1号 平成16年度石狩市・厚田村・浜益村合併協議会事業計画(案)についてご説明申し上げます。6ページをお開きください。それと別添の資料集3ページの資料2、協議会スケジュールの表、こちらとあわせてごらんいただきたいと思います。

初めに、協議会の開催であります。夏ころまでに新市建設計画など、協議項目すべての協議を終了させる予定でございますので、今年度は4回程度の開催と考えております。なお次回を4月に開催する予定でありましたが、厚田村村長選挙の関係から、スケジュール表では5月に2回の開催で予定を組んでおります。

次に、小委員会の開催でございますが、3つの小委員会につきまして、8回程度の開催を予定しているところでございます。

続いて、「調査研究」であります。新市建設計画策定業務と協議会で確認された調整内容を新市の条例等に反映させ、例規原案の作成にかかる「例規整備業務」を実施いたします。

続いて、広報に関する事業といたしまして、協議会ニュースの発行とホームページの開設を継続し、協議会の内容や合併に関する必要な事項について、よりわかりやすい情報提供に努めてまいりたいと考えております。

さらに、新市建設計画に対するパブリックコメントの実施、シンポジウムの開催、事務局と各市村の共催によります説明会の開催、それによりまして、住民の皆様には「合併するとした場合の姿」と「合併しない場合の姿」を十分比較・検討していただけるよう、きめ細やかな活動を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、協議第2号 平成16年度石狩市・厚田村・浜益村合併協議会歳入歳出予算(案)についてご説明いたします。8ページになります。

歳出予算からご説明いたします。

総務費、総務管理費、事務局費といたしまして328万円となっております。主な内訳といたしましては、事務局運営に必要な経費であります。負担金補助及び交付金の内容につきましては、北海道からの派遣職員に係る通勤手当及び臨時職員の賃金と社会保険料等事業主負担分でございます。

次に、事業費のうち1目会議運営費の343万2,000円についてですが、主に協議会・小委員会の開催に係る委員報酬及び費用弁償でございます。

2目調査研究費の1,067万4,000円についてですが、先ほど事業計画の中で申しあげました新市建設計画策定及び例規整備業務に係る委託料でございます。

3目広報広聴費の654万6,000円につきましては、主にホームページ運営、協議会ニュースの作成、新市建設計画ダイジェスト版作成業務に係る委託料となっております。歳出合計といたしまして2,393万2,000円の予算となっております。

次に、歳入予算についてであります。負担金は各市村それぞれ330万円、そのほかに協議会で作成する新市建設計画ダイジェスト版に石狩市の資料を合本することから、単独事業負担金といたしまして、石狩市から115万5,000円を追加負担していただくこととなっております。なお厚田村・浜益村につきましては、独自で資料を作成することとなっております。

次に、道支出金といたしまして、地域政策補助金1,090万円を予定しており、繰越金197万5,000円、諸収入2,000円を合わせまして、歳入合計2,393万2,000円の予算となっております。

以上、協議第1号及び第2号のご説明をさせていただきました。よろしくご協議願います。

田岡会長：ただいま説明しました16年度の事業計画案並びに予算案について質疑をしたいと思いますが、ご意見等ございますか。

傍聴席の方から、だれが話しているかがわからないと。市長はどうぞと言うだけだということで、気がつく限り名前を言わせていただきます。長原委員、どうぞ。

長原委員：長原でございます。

ただいま提案されました16年度の事業計画についてなのですが、とりわけこの小委員会の開催が4から6月というふうなことで、6月までですべて終了するという計画になっています。

ただ、この点で先日開かれました新市建設計画小委員会でも私、意見として申しあげましたが、このスケジュールでやるとすれば、新市建設計画小委員会は4月中には一定の案の策定を終了しなければならないということになるのですよ。先ほどの日程表にもそうなっていますが、そうするとこの新市建設計画というのは、今後のまちの具体的な姿を住民に示す極めて重要な内容を持ってありますし、前回の新市建設計画小委員会ではまだその案ができていないということで、具体の案が示されないままになっています。

しかも、その後には財政シミュレーションということがついていっているわけで、財政シミュレーションも合併するのがいいのか、しないのがいいのかということを経済の皆さんが判断されるわけで、極めて重要な素材になるということは、もう言うまでもないと思います。

それらの重要な素材が1カ月間で全部やってくれというのは、余りにもスケジュールではちょっと無理だと私は感じます。今日事業計画案ということで示されている、このように4月から6月ということで、余りにも固定した考えで、今日決めたのだから、そのとおりやってくれということでは、ちょっと窮屈だなと感じるわけで、その辺多少の幅を持つ必要があるのではないかとこのことを1点申し上げておきたいと思います。

それから、2つ目には予算案の関係なのですが、大変予算全体の中で歳出で委託料が目立ちます。総額の7割程度が委託料ということになります。またその中には新市建設計画の策定委託ということと、例規整備委託ということが入っています。新市建設計画というのは、本来私たち自身が手でつくらなければならないものでして、両方合わせて1,000万円という多額の予算をかけてこれ委託をすると、この中身は一体どういうことになるのかなという気がするのですが、ご説明をいただいておりますし、例規の整備委託ということですが、例規類集もどうなのでしょう、まだ合併すると決まったわけでない中

で、こういう多額の予算で委託をされるということが果たして妥当なのかという疑問も生じるわけですが、その辺のご説明もいただいております。

田岡会長：事務局から説明させます。

清水事務局次長：事務局の清水です。私の方からご説明させていただきます。

まず、1点目の新市建設小委員会のスケジュール等を勘案しますと、全体のスケジュールでは非常に窮屈でないかというご意見でございました。

この全体スケジュールと申しますのは、来年の3月31日までに合併の遅くとも申請を行う、合併となった場合についての後ろから計算しまして、住民の皆様と十分な協議をとる時間をとると、そういうことを念頭に置きますと、全体の協議を7月を最終的なめどぐらいに置いて、具体的な協議というのは6月ぐらいをめどに置いて終了させていかなければ、住民の皆様が2つの姿を検討するということはなかなか難しいのではないかと。そちらの方にきちんとした時間を割くべきだろうというところからつくったスケジュールでございます。

新市建設小委員会でのスケジュールが非常にタイトになっているのも現実でございます。ですが、その中ですべてをやるというわけではございませんけれども、それを最大の検討協議の期間としては努力目標といたしまして、協議を進めて、早く住民の皆様との具体的な協議に入っていければと、このように考えている次第ですので、ご了承いただければと思います。

次、2点目の委託料の点でございますけれども、1点目、新市建設計画、この委託料の中身をということでございますが、新市建設計画、これは昨年の新市将来構想からの流れでございますが、専門的なコンサル等の意見をいただきながらつくる、それからその構成とその中身について分析等が必要な分については、それらのことをご相談して、コンサルと協議して行っている。また全国的なその視野でのいろいろな比較検討もそういう中でできていると。そういうものを含めまして、一連の中で行っているというところでございます。

それから、例規についてでございますけれども、先ほど来申し上げましているように、非常に短い期間の中で合併に関する検討を行っております。2つの姿ができ上がった後、合併となった場合、それから行う場合に、いざ合併するには非常に大きな例規整備等の業務が控えております。そういった場合について、それをスムーズにするために準備的にそれらを踏まえて、今やっている協議内容がもし変わるのであれば、どうなるだろうかと、そういうところの検討を行っていく必要があると。そういうところがありますので、例規についての検討も行っているというところでございます。

ただ、それにつきましては非常に膨大な量でございますので、事務局だけではできません。また3市村の職員に多大な負荷をかけて、通常業務に負担がかかるというところでございますので、専門的な見地から、どういった検討が必要かということをやっているというところでございます。

田岡会長：どうぞ、長原委員。

長原委員：1点目の日程については、努力目標という話が出ました。できるだけ努力はするということとは必要と思いますが、あくまでも努力目標だということで確認してよろしいでしょうか。会長の見解も伺っておきます。今日決めたのだから、この間決めたではないかと、だからここ絶対やるのだというようなことになってしまうと大変窮屈になるので、あえてお伺いを。

田岡会長：できるだけ原案で仕上がるように、委員の皆さんにご協力をお願いしたいと思っておりますけれども、あくまでもこれはスケジュールの予定をつくっているわけで、ただ現実にはできるのはやっぱり市民の皆さんにどれだけ考える時間を与えられるかと。2カ月おくれた現実をどこで解消するかという問

題があるということもご理解いただければと思います。

長原委員：市民の皆さんにも十分なご理解をいただくためというか、審議をしてもらうためには、合併協議会できちんとしたものの期限がその前提になって、初めてそれを提示できると私は思いますので、そういう意味ではあえて再度申し上げておきます。それはいいです。努力目標どおりいかせます。

それから、次に新市の建設計画の関係で委託料の関係ですが1,000万円ですよ。これは新市の方も委託と例規整備委託とはそれぞれ幾らなのですか。額的に振り分けると。委託先は同一なのですか、別々なのですか。例規整備の委託というのは、少し早いといいますが、今やるべきことではないのではないかと。これこそもっと後半に行うべき事業ではないかというふうに私は思うのですが、その辺もう一度伺っておきます。

田岡会長：少々お待ちください。今内訳の計算をしているところです。

事務局（松儀）：委託料の金額についてご説明いたします。

建設計画策定に係る委託料で560万円、ダイジェスト版の作成の委託料につきまして200万円、新市建設計画の策定分といたしまして760万円となっております。例規整備委託につきましては300万円となっております。

清水事務局次長：続いて、私の方からお答えさせていただきます。

例規整備の必要性についてですけれども、先ほど来申し上げましているとおりの、検討準備というのは短期間で合併を検討する中で必要不可欠なものではないかと。それらについても今現時点の中で準備しておくことが、今後合併するとした場合について非常に有効でありますし、その中で一括的に委託の中で、これは建設計画につきましても、例規につきましても一括でやっております。その中で全体で見ていくことが非常に経費的にも安く上がっていく形にもなりますし、効率的なものと考えておりますので、ご理解いただければと思っております。

田岡会長：契約相手は1社かどうかについて。

清水事務局次長：契約の委託業者は1社でございます。同一業者でございます。

長原委員：これ以上申し上げませんけれども、非常に慎重を期すべきだという意見だけを申し上げておきたいと思えます。

田岡会長：そのほかにございませんか。

はい、どうぞ。

福沢委員：厚田村の福沢です。

先ほどの説明の中に、負担金の部分で規約の中では3市村同額という部分から、今回この盛られた中では百十何万かの石狩市さん負担がのってきている説明がございました。

厚田村と浜益村については、独自で単独でいく部分というふうに理解をしたのですけれども、合併協議会の事務局の中に、石狩市が単独でいく部分の何かのお手伝いをするという形の予算をここへもらっているというふうに理解すべきなのか、その中身についてももう少し詳しくご説明をお願いいたします。

事務局（松儀）：私の方からご説明させていただきます。

御存じのとおりかと思うのですけれども、協議会ニュースなどにつきましては、3市村とも広報誌へ折り込んで皆様に配布しているところでございます。

配付の際なのですけれども、厚田村、浜益村におきましては、職員が折り込んでいるということなのですが、石狩市の場合、広報誌の制作業者が町内会へ直接郵送しているため、折り込みもその制作業者が行っております。

したがいまして、一部につき幾らという折り込み手数料を支払っているところがございますので、石狩市の分を合本することによって、折り込み手数料の削減を図ろうとしているところがございます。

清水事務局次長：私の方から少し補足説明をさせていただきます。

ここで8ページの歳入のところ、負担金のところで石狩市が445万5,000円、厚田、浜益が330万円ずつになっていて、この差のことをご質問されたのではないかと思います。

この差につきましては、合併するとした場合の姿が協議会で出てきます。これにつきましてダイジェスト版ということで、その概要をきちんとまとめたものを全戸配布することとなっております。一方で協議会との対極にあります3市村で、合併しない場合の姿を作成します。これらも当然住民の皆様の方にお配りすると。

石狩市においては、事務局でつくるそのダイジェスト版の中に、合併するとした場合の姿とともに、合併しない場合の姿もあわせて編さんしていただきたいという、そういう要請がございました。それで1冊としてまとめて、石狩市民にはお配りします。その費用がこの差額の方でございます。皆さん3市村はおのおの330万円ずつなのですが、その差額115万5,000円というのはその意味でございます。

なお、厚田村、浜益村にも同じような協議を行ったところ、厚田村、浜益村は独自のやり方でお配りしたいということでしたので、負担金に差が出ているということでございます。

田岡会長：そのほかにもございませんか。

はい、どうぞ。

福沢委員：今の説明でも余りよく理解できないのですが、協議会の中で単独でいくという部分の何かを抱き合わせて、1冊の合併協議会でやった部分の本と一緒に、石狩市は出てくるという意味なのですか。協議会はお金さえもらえばそういう形をとるという仕組みなのでしょうか。

私は、最初は配布するのを1部行くのも2部行くのも一緒だから、半分か3分の1かわかりませんが、安くするためにやるのかなと思ったけれど、今の後段の説明の中でいくと、何か1冊になるような気もするのですが、もう少しきちっとその辺、理解できるように説明をお願いします。

清水事務局次長：はい、お答えさせていただきます。

石狩市民に配布分については1冊になります。それは合併するとした場合の姿と合併しない場合の姿が1つの中で見られた方が非常に議論もしやすいし、判断材料としては有効ではないかという石狩市側の見解でございまして、それについて私どもこの合併協議会でやっている合併するとした場合の姿につきましても、住民の皆様の検討協議の判断材料でございますので、一番その地域において検討しやすい方法というのが申し込まれば、当然それにご協力していきたいと考えておりますことから、お受けした次第でございます。

石狩市の合本する合併しない場合の姿というのは、原稿とか原文は全部石狩市でつくって、印刷だけを合併協議会のダイジェスト版とあわせて一緒にするという意味でございまして、合併する場合と、合併しない場合の姿を事務局で作成するという意味ではございません。あわせて印刷して1冊にまとめて、配布を一緒に行うという意味でございますので、ご了解いただければと思います。

田岡会長：ちょっと休憩に入ります。

(休憩)

田岡会長：それでは、会議を再開いたします。

そのほかにご意見ございますか。

ただいまの件は事務局の説明の言っていることはわかるけれど、見解が違くと。協議会でそこまでの作

業を受け取ることではないのではないかということですが、私どもとしては石狩市のそういった要請を受けることは協議会として許される範囲と思いますし、しかも厚田村、浜益村にも声をかけたわけですから、極めて合理的なやり方であると私は思っておりますので、このところは幾ら話しても双方水かけ論でございますので、ぜひご理解をいただければというふうに思っております。

そのほかにございませんか。

(なしの声)

田岡会長：それでは、特にご意見がないようでございますので、平成16年度の事業計画(案)及び予算(案)について、ご承認をいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

田岡会長：それでは、そのとおり決めさせていただきたいと思えます。

続きまして、協議第3号 合併協議項目の一部見直し(案)について協議をいたします。事務局より説明をいたします。

工藤事務局長：協議第3号 合併協議項目の一部見直し(案)につきましてご説明を申し上げます。10ページをごらんいただきたいと思えます。

1. 協議項目から削除する項目につきましては、第8回合併協議会におきまして、編入合併により失職する2村の常勤の特別職について、その経験を新市の中で活かすこと及び地域住民に安心感を与え、新市の一体化に資することを目的として提案させていただいた特別職の職員の身分の取扱いについてでございますが、その協議の中で「2村の特別職の身分を保証するものであり適当ではない」、「石狩市に2村を編入する編入合併と確認されたのだから、当然、2村の特別職は失職する」などの質疑がありました。新市において特に特別職のお力を借りる場合には、相談させていただくという主旨が、事務局の説明不足により、「処遇を具体的にを行う行為の提案でなかったのか」との誤解を与えたことにつきまして、大変申しわけなく思っております。

前回の協議では、「国会の中の審議を踏まえながら、再提案の時期につきまして会長預かり」とさせていただいたわけでありませぬ。

しかしながら、先ほど佐藤先生からもご説明ございましたように、3月9日の合併関連法案が国会に提案され、審議が始まりました。その中で、合併に際して置くことができる地域自治組織に関連いたしまして、特別職にかかわる事項が具体的に含まれておりました。このことは地域自治組織等のあり方をご協議いただいております小委員会での検討・協議に影響を与えかねないことから、事務局といたしましては、再提案を行う状況ではなくなったのではないかと判断いたしまして、会長と相談させていただき、協議項目から外すということで本日提案させていただいたものでございます。

一度提案し、協議しているものを取り下げることについては、委員の皆様には大変申しわけございませんが、ただいまご説明させていただいた内容でご理解を賜りたいと存じます。

次に、協議を省略する項目についてご説明させていただきます。

「16 使用料・手数料等の取扱い」「17 公共的団体等の取扱い」「18 補助金・交付金等の取扱い」につきましては、毎回の協議においてそれらの項目を協議していただいております。事務局として最終的に一覧表であらわして、確認の意味を込めまして再度提案することを予定しておりましたが、今まで行ってきた協議を再度行うような形になってしまうため、先ほど来今後のスケジュールが厳しくなっているという状況をお示したように、協議日程は非常に厳しいものになっておりますので、協議の重複を避け、円滑な協議運営を考え、確認の意味での協議を省略するとして、最終確認につきましては、合併協

定書の案の中において、「使用料・手数料等の取扱い」「公共的団体等の取扱い」「補助金・交付金等の取扱い」の項目を立てる予定でございます。その中で合併協議の最終となると思いますが、合併協定書(案)をご協議いただくときに、今まで行ってきた協議の確認をお願いするという主旨で提案させていただいたところでございます。

そのため、16、17、18番の協議については、改めて合併協定書の中では協議させていただきますけれども、例えば16番についてはこういう手数料等の一覧表という協議は省略させていただくという主旨でございます。

次に、協議項目を統合しようとする項目につきましては、「26-3-5 高齢者福祉関係」、「26-3-6 身障者福祉関係」となっておりますが、誤植でございます。「身障者福祉関係」を「障害者福祉関係」に直していただきたいと思っております。申しわけございません。それを「26-3-5 高齢者・障害者福祉関係」として一本化したいということ。それと「26-6-4 社会教育関係」「26-6-5 スポーツ関係」を「26-6-4の社会教育・スポーツ関係」として統合して協議をいただくということで、今回ご承認をいただく前でございますが、大変申しわけございませんが、本日の協議には統合した形で提案させていただいております。

理由といたしましては、高齢者と障害者の両者を対象とする同一の事業が多く、内容が重複すること、スポーツ振興の関係におきましては、社会教育及び生涯教育とも深くかかわりがあり、別々に協議をいただくということは適当でないことから、統合した形で協議していただいた方が内容がわかりやすいということで、提案させていただいたところでございます。

ただいま、合併協定書のお話をさせていただいておりますので、ここで、今まで行ってまいりました調整内容に変更が生じてきているものの取扱いについて、改めて考え方をお知らせしたいと思っております。

事務事業の調整につきまして、最終の合併協定書(案)での確認をいただくまでには、以前の協議で確認済みになったものであっても、合併協議から約1年も経過しておりますので、協議した内容が少しずつ変化してきているものがございます。再度確認いただかなければならない事業、あるいは16年度において新たに制度化されて合併協議の場で未協議となっているものもございます。

この取扱いにつきましては、事務局といたしましては、最終の合併協定書(案)の協議をいただく前に、変更分の取りまとめを全部行いまして、協議をいただきたいと考えております。また合併協定書(案)が確認された後の変更につきましては、合併調印式というのがあるのですが、その前に協議会を開催しまして、調印式前に最終の確認をお願いしたいと思っております。

その後の取扱いにつきましては、今具体的に申し上げることはできませんが、調印式前の最後の合併協議会で決めさせていただきたいと、このように考えてございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

田岡会長：ただいま事務局から説明させていただきました協議項目から削除をしようとする項目、特別職の職員の身分の取扱いについてであります。これは第8回協議会の中で皆さんからご議論をいただきました。

私の真意とするところは、これから合併するとしたらその地域の事情を一番よく知っている例えば助役などが新しい組織の中の一員としてということを3首長に考え方をゆだねていただきたいとご提案させていただいたのですが、さまざまな意見が出まして、会長預かりとなっております。

しかし、ただいま話したように、その再提案のタイムリミットというのは実は今回の合併関係法案の小目の中に、先ほど佐藤委員からも説明されているように、助役という特別職等の具体的な名前が出てきて

いるというようなことから考えまして、ここまで出るタイミングになりましたら、これは小委員会の中で個別にそれらのことについても含めて議論がされるべきで、ここで会長、副会長にお預かりをいただくという状況より、むしろそちらの方にゆだねた方がいいだろうというふうに考えますし、一方でもう特定する職が出てきている議論になっておりますので、ここでこの問題を再度交通整理するという考えを私自身も持っておりませんので、ぜひこの点をご理解、ご了承いただければというふうに思います。

そのほか、協議を省略しようとする大項目等については、既に1つ協議の中で皆さんご承知のとおり、各使用料・手数料等の詳細にわたっての項目が提供されて、それを踏まえながら議論をさせていただいておりますので、これらについて再度、金額とか手数料等のその問題だけで整理をするというよりは、最終の段階で整理をさせていただければというふうに思っております。

また、これまでの議論でも私も時々くくってご提案させて、関係法案といいますか、関係事項を一括で提案させていただいているように、高齢者福祉等を含めて、社会スポーツも一括でこれからご提案をさせていただければということで提案をさせていただきました。

何かご質問ございますでしょうか。

はい、どうぞ、長原委員。

長原委員：長原でございます。

この特別職の身分の取扱いの件ですが、削除するというのはいかがなものでしょうか。簡単にそういうふうに使われますけれども、前回あれだけの議論をして、そしていろんな意見が出て、したがってまた再協議しよう。そしてその再協議のための提案のタイミングを図ろうと、こういうお話で、そこで全体で一致したわけですね。それは会長さんの方から提案がありまして、そういうことで一致したわけですよ。それを今回、日を置かずして、いきなり削除ということになれば、一体その議論は何だったのかということにもなるわけですし、実はこの問題で石狩市の委員の中の勉強会というのがありましたが、そのときに事務局からの話では、無用な混乱を避けたいと、こういう説明なのですよね。無用な混乱と言われますと、私もここで協議をして、なかなかうまく話がまとまらなかったという無用な混乱だから要らないと、こういう都合が悪くなったら避けてしまうのかというようなことにもなりかねないわけで、こういう取扱いはいかがなものかと。

私としては当初の第8回協議会で、タイミングを見て再度提案ということに、もちろん地域自治組織等小委員会との協議の兼ね合いの状況もあるでしょうけれども、前回最終的に全員で合意をした再提案という方向がここで確認されるのが妥当だというふうに思います。

田岡会長：前回の確認は再提案を確認しておりませんよ。

長原委員：していますよ。

田岡会長：会長預かりにおいて、これを廃案にするかどうかという、私も廃案はやぶさかでないと前回発言させていただいております。

長原委員：廃案とか何とかではなくて、タイミングを見て再度出したいというのが会長の発言だった。後でその部分の議事録を読んでください。

それから、次に省略の件ですが、これまた今までの協議の前提条件として、特に16と18について、全体にいろいろなばらつきがあると、そのばらつきの部分も最後にもう一遍全部見直すからと、協議し直しましょうと、協議をし直すとは言いませんでしたが、見直しましょうと、全体を1回眺めてみましょうというのは、協議の当初の段階でも何度も繰り返しここで会長も含め発言されていることでして、そういうこの前提条件の中で進んでまいりましたし、私もそういった全体を1回全部を通してもう一遍見るとい

うことが必要だと思いますし、場合によっては議論のフィードバックだって、この合併協議会のこの場所では性格上あり得ますよというのが当初の位置づけですから、これは省略するというのではなくて、当初の計画どおりやはりきちっと最後に1回一覧表として見直してみるという作業はどうしても必要だと思います。そのことを求めたいと思いますが、いかがでありますか。

田岡会長：いかがですか。

私としては、前回の意見が例えば最初の方の特別職の身分の取扱いですが、ほとんどの方がこの問題について、なぜ特別職だけが身分を保留されるのだという議論を含めて、反対の意見が大勢を占めていたというふうに理解しております。私はそのときに、このことについてそこまでおっしゃるなら、やめても一向に構いませんというお話もさせていただいております。

そして、支配的な雰囲気はそういうことであったと思いましたので、それでしたら地域自治組織等小委員会の協議に非常に影響を来すので、この話は小委員会の中でどういう自治組織を求め、そこに区長なり、地域をよく御存じの方をどういうふうに置くかという議論をされた方がむしろいいのではないかというふうに、皆さんの意見を尊重して再提案させていただいているのですが、ご意見ございましたら。

どうぞ、池端委員。

池端委員：石狩市の池端でございます。

今回この協議項目を削除することによって、この新市における新市長が人事の任命権者に自動的になるということだと思います。

すなわち、新市における地域自治組織というものが今後構築されていく中で、特にこれは要望となると思いますけれども、やっぱりその地域の方に信望の厚く、特にその地域を知っている方、それが決して助役というような固有名詞ではなくて、その方が選ばれることが望ましいのかなど。その任命権者がそのまま新市長になるというふうに理解しておりますので、これは削除でよろしいのではないかなという私の考えです。

田岡会長：そのほかにございませんか。

(なしの声)

田岡会長：これは今回削除したからといって、本質の議論から外れるという問題ではありませんし、むしろ出すに至ってももう少し吟味して出すべきだったなという反省の意味も込めて、今回こういうふうにして削除ということを提案させていただきましたので、この点ご理解をぜひいただきたいと思います。

また、2件目の使用料・手数料については、おっしゃる趣旨、最終的にどうするかということについて、全体の討議の時間というのは恐らくセッティングされるということになると思います。その段階で使用料・手数料がそこで初めてさらけ出されるものではなくて、これまでも今後においてもこれらは全部お示しする議論の中でされておりますので、最後の段階でトータルで特にこの16、17、18という意味ではなくて、総論の中でもう一回最終交通整理といいますか、そういうことを行っていきたいというふうに思っております。

長原委員：事務局が説明してくれませんが、私から読み上げますが、第8回協議会の中の議事録を見ますと、組織的にどう進めるかという議論の中でおさめるタイミングに再度提案させていただくということとを改めて皆さんのご意見とあわせて確認いただければということになっているのですね。

だから、再度提案するというを確認してくれということで、ご賛同はどうでしょうかと言うから、みんな賛成と言った。

田岡会長：やめることも含めての提案です。

長原委員：でも、一般的にこれ再度提案をさせていただくと、提案の中でね。やめるという意味は全然入ってないと思いますよ。

田岡会長：ただ、前回の8回協議会の中における支配的な意見はみんな反対の意見ではなかったのでしょうか。ですからその意見を尊重して、私もそうだなと思って今回出さないということで削除していただきたいと言ったら、今度はそれを残せと、こういうふうになると、どうですか、これ。

長原委員：その点で申し上げますと、何が問題かと、私が申し上げたのは、3市村の首長さんに任せてくれと。つまり白紙委任してくれと、こういうことなのです。白紙委任ということは問題があるのではないかと、もう少し具体的な中身である程度方向性が示された方がいいのではないかと、この協議会に。という点で白紙委任という点で反対という意見が強かったと私は認識しています。私もそういう意見です。

田岡会長：違いますよ。

長原委員：いいえ、前回の提案、そうですよ。3人に任せてくれという提案ですから。それは白紙委任になるのではないかと。白紙委任という形になると、身内のことを身内の中ですというようなご都合主義にとられないかという意味では問題があるのではないかと、こういう指摘のご意見が多かったと思いますし、そういった意味のことを私も申し上げたと思います。

その意味ではもちろん反対ですが、それは削除ということではなくて、白紙委任という形ではなくて、もう少しこの先行きの見通しも含めた方向性を持った内容としてどうでしょうか。それは具体的にはどうなるかはもちろん任命権等の関係ありますからわかりませんが、合意したわけでありませんが、その過程の中で田岡会長から、そうしたらある意味ではここで全体のこの人事がどうなるかということも含めて、この合併協議会の皆さんに協議してもらおうということもありますねというようなご発言もあったくらいでして、決して削除するのがいいということで前回議論になったと私は理解していませんし、そうではなかったと思います。

削除しろということをご皆さん求めたわけではなくて、その内容に問題がありということをおっしゃったので、合意した最終的な内容は先ほど申し上げましたように、議事録にあるとおり再度提案をすると、タイミングを見て、これが合意した事項であるということをはっきり申し上げたいと思います。そうでないと否定されるのはおかしいのではないかと思います。

田岡会長：先ほどから事務局が説明しております今回出された国会の論議の中で、具体的な特別職の扱いについて出ている以上、ここでもう白紙委任を受けられても、あるいは具体的な議論をしようといっても、小委員会のその中で議論をさせていただければと思っておりますので、自動廃案になりますよ、これ実際に。幾ら残したって。

それから、逆に委員会の方でこの問題をここで縛ってしまって、ある種の具体案をつくるということになると、委員会審議そのものが進まなくなるという問題が起こりますよ。

どうぞ、神崎委員。

神崎委員：石狩市の神崎でございます。

この課題が議論されましたときに、どうもその議論をされるべき議論内容がどこかよそに飛んでしまって、本来の本当に必要な議論を欠いたような気がして、私もちょっと心配をしておりました。ただ今さらそのことを申し上げるつもりはありません。

ただ、あのときにいろいろご心配をいただいていたご意見もあった。特に厚田村にもそういうご意見が強かったので、この際、あのとき浜益村は大体私と同じようなお考えのお話をされた方がいらっしゃって、ほかの方の発言がなかったの、ご一緒かなと思いますけれども、いま一度会長におきまして、浜益村と

厚田村にご確認をいただいて、この趣旨でよいということであれば、私どもはこの趣旨に従って先に進めていただきたい、こう思います。

田岡会長：どうですか。ご意見ございませんか。前回の段階と今回とはちょっと状況が多少違ってきているのですが。

長原委員、これ削除しなくても残ったら、具体的にどんなイメージありますか。

長原委員：小委員会で一定の自治組織の形態ということが具体的に議論になりますよね。そうしたらそのイメージででき上がります。そこに対しての将来の地域の姿というのがどうなるのかというイメージですよね。

田岡会長：出てきますね。

長原委員：できます。そこに対してどういう人の配置になるのかなというのはおおむね見当がつくわけですね。人の配置ですよ。だれがだれということではなくて。具体的な名ではなくて。そういうようなタイミングの中で、恐らく僕は会長の方からはこういう小委員会の議論を踏まえた上で、現在の特別職の取扱いの方向性はこういう方向で考えたいというようなご提案が多分あるのだらうと、そのことについて是非かという議論がそこでされるというタイミングで考えていました。

それは恐らく最終のタイミングだらうと。最終的な場面でのタイミングになるのだらうなというふうに理解を私はしておりましたし、そういう意味合いで皆さんも多分合意されたのではないかなというふうに理解をしています。

なぜかといいますと、前回はそういうご意見がたくさん出ているのですよね。編入される側の自治体としては、それなりに配慮された部分もあると。だからこの問題はやはり一時保留するという形をとって、検討したり審議させていただいたらどうかというようなご意見も出ていたわけですし、会長の発言自体もニュアンスとしてはもう一呼吸入れた方がどうかということなのですと、そういうご発言されていますよね。それで私は理解していたわけで、今回今まで協議していたことが協議項目を入れるということ合意し、再度提案するという合意し、1回協議をして、それがここへ来て突然削除と、こういう取扱い方というのはいかにも私は抵抗を感じるということでもあります。

それから、使用料・手数料と補助金の件も、これぜひやっぱり協議する場面をつくってほしいと、これももう一遍申し上げておきたいと思います。

田岡会長：後段の方は最終回にトータルの意見をもう一度聞くことになると思いますので、その段階でご意見をいただきたいと思います。

長原委員：しかもこれ事務局説明では無用な混乱を避けたいと言っているのですよね。協議してなかなかまとまらない事項は無用な混乱なのですか。そういうことを合意を勝ち取っていくという努力こそが必要なのではないでしょうか。私はそのように感じますが、無用な混乱だから、協議してなかなかまとまらないから無用な混乱から削除したいと、こういう発想にはどうも同意できません。

田岡会長：ちょっともう一回説明させてください。なぜ今のタイミングで問題があるかということ。

工藤事務局長：事務局の工藤です。

小委員会での協議が始まったということで、先ほど説明させていただきましたが、小委員会の中で先ほど佐藤教授もおっしゃいましたように、地域自治区、合併特例区、いずれの場合においても特別職を置くことができることになっております。置くことができるということは、置かないこともできるということになりますので、合併協議で例えばこの協議の中で特別職の扱いを3市村長にゆだねるということになれば、置くということを前提に協議されたということになってしまうと、小委員会としては置かない道もあ

るのだけれど、置くことの選択肢がなくなるという懸念があります。

そういったことで、小委員会の協議に支障を来すのではないかとということで、小委員会の協議が始まりましたので、もうタイミングとしてはできないのではないかと。その後に例えば一番最後になれば、今度小委員会で例えば特別職を置くということの協議が整った場合、今度具体的にそうしたらそのときにだれをという論議になってしまうと。そういうことを避けるためには、協議項目から落として白紙の状態にしておいた方がスムーズな協議運営ができるのではないかとということで、今回おろすことに会長に相談させていただいたと、このようなことでございます。

田岡会長：それと、あえて申し上げれば、任命権の問題に触れてきます。そこところは厳然たる問題でありますので、当協議会とは明らかに一線を画するべき問題ですから。

これを削除することを決定したからといって、当合併問題の本質的な問題、あるいはマイナスの要素を避けるかということは決してないと。むしろ小委員会においてフリーな議論をしていただきたいと。

長原委員のおっしゃるのは手続上、前回こういうふうに言ったのだから、今回いきなりぶつとやるのはいかがなことかという議論も含めておっしゃっているということなので、長原委員、ぜひここをご理解いただけませんか。全体の雰囲気はそういうことであり、特に意見がないということでもあります。

桐山委員：厚田村の桐山でございます。

私、自治組織の小委員会に属してしまっていて、これからそれを決める形になるのですが、今のお話を聞いていて、何か小委員会委員として、今の問題と絡めると、もし、これはどういうふうに決まるかわかりませんが、特別職を置かないという決定をした場合に、何か責任を感じるような気も本当にあります。大変だなという。どのようになるかわかりませんがね。

小委員会でそのように決定したから、置けるはずだったものがなくなってしまったというとられ方もされてしまうのではないかなということで、非常に私、今のお話を聞いていて責任を感じるという気持ちでいっぱいでございます。

田岡会長：ぜひ責任を感じてくださいという話ではないのですけれど、事態がそのように流動的に法案が出たということで、今日のような状況になっているわけですから、小委員会での議論をぜひお願いしたいと思います。

神崎委員、どうぞ。

神崎委員：神崎でございます。

私、先ほど会長にご質問をさせていただいたのですが。

田岡会長：ご意見なかったですね。

神崎委員：なかったということに関しましては、今日の提案につきまして2村の皆様方はこのとおりでいいだろうということに受けとめさせていただいていいのですか。

田岡会長：私はそういうふうに理解いたしました。

神崎委員：そういうことでよろしいのでしょうか。はい、わかりました。

それから、もう一つ、私どもの議会から出ています代表は、私どものいわゆるこの問題を取り扱うところの機関において、行政が説明をなされたことについて前提にして、今日いろいろ議論を組み立てているところもございませぬけれども、このことは他の委員の皆様方には一切かわりがない議論の根底でございますので、私からあえて心からおわびを申し上げておきます。

田岡会長：それでは、議論は尽くされたということで、16から18はこのことだけのことを起こして行うのではなくて、全体論議をもう一回保証します。全体にわたって最終的な議論はさせていただきたい

と思います。

しかし、確認事項について変わるということ为前提に議論をするということでないことだけのご理解いただきたいと思います。

それでは、3号の協議事項につきましては、原案のとおり承認させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

田岡会長：それでは、そのように確認させていただきます。

次に、前回からの継続案件となっております協議第4号 行政連絡機構の取扱い、5号 各種事務事業の取扱い(市民活動関係)の2件について、一括協議を行いたいと思います。

前回の議論の中で約束をさせていただきました資料につきまして、本日用意をさせていただきましたので、事務局、専門部会の者からまずその説明に入らせていただきます。

専門部会(伊藤)：住民福祉専門部会の石狩市の伊藤といいます。

今回資料提出させてもらっておりますので、そちらの方のご説明をしたいと思います。ページでいきますと4ページから16ページまでの分でご説明させてもらいたいと思います。

まず、4ページの方でございますけれども、こちらの方が町内会組織と行政連絡機構組織図ということで、3-1と資料番号がついておりますけれども、こちらの方が町内会及び連合町内会の組織体系を3自治体の分を並行して並べたものでございます。

まず、右側の方の市刊行物等のところでございますけれども、もう一度再度資料番号だけご説明させてもらいたいと思いますけれども、先ほど言いましたように、この別冊であります資料1-1のうち、今回ご説明させていただきますのが、今始めておりますのが資料3-1、ページ数で4ページ目のところからの説明でございます。

今述べさせてもらいましたように、市刊行物のところにつきましては、3自治体ともおおむね同様の形の回覧文書、会議等の資料、周知文書等の発送ということで、内容物につきましてはほぼ同じというふうに考えてございます。

次に、左側に入りまして、この刊行物を石狩市の場合は石狩市連合町内会連絡協議会(市連協)が取りまとめて発送しておりますし、厚田村、浜益村は村職員が駐在員、または連絡員の方々にお渡ししている。市の場合はそれを連合町内会会長等に発送しているという形態が右から3列目のところになります。

これらを受けて、ひし形になっております町内会の方に向けて班長を経由させてもらって、個別配布または班の方の回覧ということで、町内会、石狩市の場合ですと80、厚田村の場合ですと44、浜益村の場合ですと13ということで、合わせて137になりますけれども、各町内会の中の班の回覧ということで、文書を回させてもらっております。

このような形の町内会が組織体系的には、次に左側に移りまして、石狩市の場合で連合町内会、厚田村の場合で自治連合会、浜益村の場合は1つとんで浜益村自治会連合会となっておりますけれども、これら連合町内会というのが石狩市、厚田村、浜益村とともに一律ということで、11連合町内会がございます。石狩市の場合はこの上の方に石狩市連合町内会連絡協議会という組織体系がありまして、石狩市内を相対的に連絡調整している組織母体というふうになってございます。こちらの方が組織別に見た場合の組織図というふうになります。

次に5ページ目、6ページ目、7ページ目の方の石狩市の場合におけます連合町内会連絡協議会の資料ということでございますけれども、まず1番目の方の石狩市の概況ということで、 に書いてありますように、石狩市の場合の人口、あと単位町内会の場合の組織、80町内会というふうにかかせてもらっ

ております。

2番目の方に連合町内会の概要ということで、1.2. から までの中で、の方に現在の連合町内会等の加入世帯数としましては80.26%の加入率ということで現在なっております。ちなみに単純にはいかないとは思いますが、加入率で見ますと、厚田村の場合で88%程度、浜益村の場合は100%に近いような形での加入率となっております。

のところで、連合町内会の組織ということで、石狩市の場合としまして、先ほどの旧組織の中の名称とすれば、このような形の名称、あと事務局、そして副会長、会長という形となっております。

次に、3のところで、石狩市の連合町内会の連絡協議会の性格ということで述べさせてもらっておりますとともに、4番、5番のところの次の6ページのところでは、石狩市の場合としましては、連合町内会の事務局体制といたしまして、平成9年の5月からでございますけれども、専任の事務職員ということで、これは石狩市連合町内会の連絡協議会の採用ということでございますけれども、専任事務職員1名を配置して、先ほどの連合町内会から発送されますいろんなもの、あと会合等の事務局をこちらの方でとっております。

5番目としまして、予算ということで、総体予算、石狩市の場合ですと、約400万の収入、支出の形でやっております。この収入、支出を受けまして、6番のところの市連協業務内容ということで、のところが先ほどの5番のところの事業費の94万のところにも該当はしてくるわけですが、地区町内会の振興事業ということで、おおむね限度額10万以内ということで、例として夏祭り等、各種町内会のレクリエーションを含めた各種事業を列記してございますけれども、これらに対して連合町内会の方から助成を行っております。

次に、の懇話会、のところで勤続10年以上という形の中の役員の表彰というふうに載っております。

次に、のところの連合町内会から各町内会宛の文書の発送の取扱いというところが、先ほどの4ページの市連協の方から回ってきます回覧文書の発送というところでございます。ここに書かせてもらっておりますけれども、一応12年7月から、原則月2回ということで発送を行っております。

年間発送文書件数といたしましては、約年間で58件ほどの文書を市連協経由で各80町内会宛に文書を送っております。月当たり約2回ということでございますけれども、大体年間でいきますと22回程度の発送を行っております。この発送につきましては、地域限定型の発送ですとか、全市的な発送ですとか、発送形態はいろいろございますけれども、大体1回当たりの発送が平均でいきますと大体20町内会程度の方の発送、平均いたしますとその程度。年度の初め、年度の終わり等に全市的な発送が特にございますけれども、年間を通しますとその程度ぐらいの発送というふうになってございます。

そのほかに、番から7ページ目の番まで、市連協としての会合等を載せてございますけれども、これら全般を通しましても、厚田村、浜益村の連合町内会との役割の中で、この中に市長を囲む懇話会、石狩の場合はそういう名称で呼んでおりますけれども、個々に連合町内会としての集まり等も持っているというふうに聞いてございます。

次に、9ページ目のところの連合町内会連絡協議会会則ということでございますけれども、この会則につきましても、浜益村自治会連合会の規約等々を含めて、役員構成ですとか、あとは会費の取扱いですとか、そういうところはもちろん違っておりますけれども、連絡協議会としての会合を開催するに当たっての役員構成及び任期、会議の招集等を含めて、14ページまで記載させてもらっております。

この中で、代議員の数ということで、別記1ということで13ページに、代議員選出基準というのがご

ざいますけれども、今現在石狩市の場合は左側にあります世帯数区分に応じた選出基準ということで設定してございます。人口、世帯割り、世帯数に応じた選出基準をとってございます。

14ページのところがそれらに対する負担金の算出基準ということで、連合町内会の方に負担金として計算させてもらっています基準額等が2列目のところに掲載してございます。

このような内容が石狩市の場合の連合町内会の内容というところでございます。もちろん厚田村、浜益村を含めて、これら歳出基準、役員等が違うところがございますと思いますが、組織体系的には大体同じというふうに考えてございます。

次に、15ページ目の街路灯補助金のところでございますけれども、こちらの方に表とあと参考としまして、1番、2番という下段の方に掲載させてもらっております。

まず、街路灯補助金の算出資料ということで、これは石狩市以下、参考1、2で掲載しておりますこの内容で厚田村、浜益村の内容を石狩市として算出した場合の補助金の額を計算させてもらっております。

まず、平成14年の実績としまして、厚田村の場合で335万円、浜益村の場合で街路灯として117万円を補助金として交付してございます。それに基づきまして、真ん中ぐらいに新市の算定方法による算出ということで、光熱水費、修繕費、補助金の算定基準ということで、2つを足したものということで計算させてもらった上で、二重線のところの右から2つ目、手前の方の新市補助金の欄のところ計算した結果を出させてもらっておりますけれども、こちらの方で厚田村の場合で222万円、浜益村の場合で108万円ということで、一番右側の方に平成14年度実績との比較ということで、厚田村の場合でマイナス113万円、浜益村でマイナス9万円という現行の計算方法と両村の補助金の額との比較をさせていただきますと、このような比較になります。

ただ、特に厚田村の場合につきましては、現在出されております本数等を石狩市の場合の街路灯補助対象とさせてもらった上で計算させてもらっております。内容的にお聞きいたしますと、石狩市の場合ですと100%市の負担になります街灯の部分が相当数、石狩市でいいます街路灯組合と言われている部分のところの補助申請の分に回っているというふうに聞いてございます。

ですから、そういう意味では、ここにマイナスの113万円というふうに計上はなっておりますけれども、このうちのほとんどの部分が100%市の負担の方に移行されるだろうというふうに思っておりますが、いずれにいたしましても、厚田村、浜益村のこの基準につきましては、合併までに当たって、再度関係部局等含めて数量の再チェックを行いたいというふうに思っております。

その上で、再計算をさせていただきますけれども、先ほど言いましたように、相当数が街路灯の方に回っているというふうに聞いてございますので、補助の中で現在は計算されているのではないかというふうに思っておりますので、再計算の方は相当数が市の負担ということになるかというふうに思っております。最終確定数字は再度計算後というふうにとらえておりますので、そこら辺をよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、16ページのところの集会所管理委託料の参考資料の欄でございますけれども、こちらの方ににつきましては同じような内容でございますけれども、左側の方に平成14年度の実績、右側の方に新市委託料の場合、計算した場合、それを平成14年度の実績との比較ということでどうだろうかという計算をさせてもらっております。この計算根拠の新市による算定方法による算出のところにつきましては、下段にあります参考欄のところを適用させてもらって、計算させてもらっております。

その結果といたしまして、上段の方の枠の中の右から2列目のところに、平成14年実績との比較という欄がございますけれども、こちらの方で厚田村の場合で26万円、浜益村の場合で7万円という実績、

現在の委託料との比較の中で、マイナスというふうに表示させてもらっております。

こちらの方につきましては、その下の方にも書かせてもらっておりますけれども、実質平成14年度の使用料収入との差し引きを考えますと、実質黒字というふうにはなると考えております。厚田村の場合でマイナスで26万円、事業料収入としまして37万円、差し引きで11万円ほどの収入増ということになるかと思えます。

先ほどちょっと言い忘れましたけれども、この集会所につきましては、厚田村、浜益村、8施設全体を計算させてもらっております。

以上のような形で計算させてもらった結果を今ご報告させてもらっております。これらにつきましては、先ほどの街路灯と申しましたように十分今後シミュレーションなどをして、管理等の可能であるような形で事務負担を今後とも計算させてもらいたいというふうに思っております。

また、今言いましたように、事務負担等、稼働期における負担があるかと思えますけれども、この辺もどうぞご理解の上、よろしくお願ひしたいというふうに思っております。

田岡会長：前回事務局案として、この行政連絡機構の取扱いについてご提案させていただきましたが、新市においては町内会組織を活用することから、駐在員及び連絡員制度を廃止するものとするという具体的な取扱いの項目にさせていただきました。石狩市においてどのような仕組みになっているのかよくわからないということで、今回このような資料を出させていただきました。

また、街路灯等について、どうも概念的によくわからないということと、実際にどうなのかということを出したのですが、今回の試算値はあくまでも試算値で、実際に1本1本の街灯等の仕分けをしないと実数が出てこないという、ある意味では極めて不確定な試算値になっておりますが、一応事務局としてこのような形での試算を出させていただきました。

このことで、前回に引き続きご議論いただければと思いますが、ご意見ありますか。

どうぞ、田村委員、どうぞ。

田村委員：厚田村の田村です。

厚田村の駐在員制度です。浜益村は連絡員制度ということで、過去厚田村の例をとりますと、もう何十年も駐在員制度で、それぞれ行政の情報伝達をして、有効に私は機能してきたというふうに理解しております。

そんな中で、今回全くそれが石狩市に合わせて町内会にそういうふうにするんだよということになると、やっぱり私は住民感覚として、これが廃止する理由というのは根本的にその助成制度そのものにあるのか、それともその情報伝達の方法が今の駐在員制度から町内会に委託した場合、スムーズにいくという物の考え方が、それとあわせまして、厚田村の場合は前回も広報の関係で、石狩市は今度業者委託をするんだよというふうに、それがコストの低減につながるというふうに理解はしますけれども、ただ厚田村とか浜益村のそれぞれの地域というのは、市街地域と違って隣のうちが300メートルから500メートルもあるとか、そんな地帯が多いわけですね。

そんな中で、この広報紙の各戸の配付がどのくらいのコストがかかるのか、そういうものも含めて、町内会にそのもの、広報の配付等もやることによって、その町内会活動がより活性化するのではないかというふうに思います。

前回学識経験者の佐藤先生が申しておりましたけれども、情報の伝達と町内会活動というのは、これは全く別個のものでよという意見もいただいております。そんなことを考えあわせると、この伝達は浜益村、厚田村でそれぞれ200万円弱ぐらいの金額で円滑に運営されているわけですから、私はそこらあ

たりの考えも改めて考えてみる必要があるのではないかなというふうに思いますけれども、そのあたりの1点目の助成制度そのものがだめなんだよということなのか、その辺を明確にご答弁をしていただきたいというふうに思います。

それと、この行政の情報伝達というのは、やっぱりある程度行政が責任を持って、住民に情報を提供するという趣旨から考えあわせると、ここで経費を削るなどという物の考え方というのは、私はこれからの住民活動の中でないのではないかとこのように思いますけれども、その点もあわせてご回答を願いたいと思います。

専門部会（伊藤）：私の方から今のご質問にお答えしたいと思います。

まず、1点目の助成制度ということでございますけれども、今回の厚田村、浜益村の制度につきましては、報酬ということで行っております。その中で現在の駐在員・連絡員制度を維持するというのは難しいだろうというふうには考えてございます。

次に、行政の伝達の責任度合いということですが、これは行政としてどのような形で文書を伝達するにしても、行政の責任というのはもちろんあるというふうに思っております。その意味で方法が石狩市の今現在のような形で行っても、当然のごとく行政としての責任はあると考えておりますので、どうぞご理解のほどをよろしくお願いいたします。

田岡会長：それで、かわりにどういう助成制度があるの。助成制度というか、どういう仕組みにするか。そこを言わないとただやめますという話になってしまうよ。

専門部会（伊藤）：今の質問の助成制度ということでございますけれども、今現在のところ市としては助成制度というのは持ってないということで、ご回答したいというふうに思います。

田岡会長：ちょっと休憩させてください。10分間休憩いたします。

（休憩）

田岡会長：それでは、会議を再開いたしたいと思います。

今休憩中にいろいろご質問の趣旨の再確認とか、それから原案というものにどういう経過の中で具体的な取扱いができたなど、この問題の取扱いについて調整をさせていただきました。

ご質問の趣旨は、まずはその駐在員組織というのは、基本的に経費を削減することが目的なのかということなのですが、これはすべからず全体的に言えるわけですが、私どもがこれから進めていく1つの方向として、合併するとしたならばであっても、合併しないならばであっても、小さな政府をつくっていくという現実課題を抱えている以上、経費の削減が結果伴うということについては、もう妨げていくことができない現実があるのではないかと。これはどちらの案についてもあるのではないかと思います。

したがって、この経費の削減が制度を廃すことの目的かといったら、それは違うというふうには言いますが、現実にその経費の削減というものをきちっと答えを出すということも1つ必要でないかと思えます。

それから、町内会に負担をかけることになるのではないかとこのことではありますが、これがまさに共治協働の仕組みだと思えます。従来長い地域活動の中に、報酬制度というものも石狩市においてもついこの間までありました。そしてさまざまな町内活動の町内会単位によっても物の考え方や活動の範囲もすべからず違って来るわけですが、協働というその大きなテーマに向かって、小さな政府をつくっていくという発想を考えていくときに、私たちはこれから町内会に負担をかけるのか、かけないのかというよりは、町内会がそのことをみずからできるか、できないか、町内会がご判断をいただくということに大原則はあっても、また行政体の下請機関でなく、対等の関係にあるのだということも理解をしながら、負担をか

けるかという議論については、これは仕事をするという意味においては負担と考えるのか、協働の精神にのっとって、当然の責務を果たすと考えるのか、その辺にスタンスの違いが出てくるのではないかと思います。

また、配付委託料を業者に渡さないで、町内会に直接委託する方法はないのかというご質問であります。これらにつきましては、石狩市においては既に今議会におきまして、従来町内会に配付手数料を払った方式を、より経費の節減につながる業者配付方式に切りかえたという経緯がありますので、これについては現実に委託先という問題も含めて、そこまでこの議論で結論を出さなくてはならないのかというふうに考えていますので、むしろこのところはケース・バイ・ケースに考えた方がよろしいのではないかなというふうには思っております。

それで、駐在員制度を廃止するのか、廃止しないのかという議論は、極めて地域の連たんとか、そういう問題から考えると、一律にいくかどうかという問題もございます。この辺を含めてもう少し皆さんの議論を深めていただければと思うのですが、何かご意見ございませんでしょうか。大変難しい問題だと思います。

長原委員、どうぞ。

長原委員：私はこういう制度があるということ自体を知らなかったのですが、今回の合併協議を通じて、こういう制度があって行われているということを見まして、これはいい制度だなと、本来あるべき姿がここにあるなという気はいたしました。

それで、ただ現在の協議の過程の中で、この制度を統一するということにもなるわけですが、この問題について言えば、今の石狩市が新しい制度に移行をすることと、駐在員制度そのものを残して、あり方としては業者委託と同じような内容を持って、その運営をしていくというようなことを内容として統一をしていくということは多分可能な方法なのではないのかなという気もいたしますので、そういった強いご意見もあるわけですから、制度としては保存しながら、運営の内容として今後整合性を図っていくという考え方がとれるのではないかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

田岡会長：ほかにご意見ございませんでしょうか。

池端委員、どうぞ。

池端委員：石狩市の池端でございます。

まず、両村の町内会の機能とか、その地域コミュニティという部分が石狩市とはまたちょっと違う形があるのかなと。

しかしながら、これから先を考えていったときに、町内会というものがどういった地域コミュニティを形成していけるのかと。そしてさらに有機的な機能を強化していくとか、今後将来的に求められるものはかなり大きくあるのではないかなと考えます。

例えば、駐在員制度の機能とまたその対価である金額というものが、果たしてその金額を盛らなければ、そしてその駐在員がその報酬をもらわなければならない機能なのかどうか、そういう地域なのか、そういう町内会なのかということも考えていかなければならないのかなという気がいたします。

例えば、段階的に経費を削減するという観点でいけば、単位部数に対する業者に委託する金額を町内会に補助をしていくと。それはまあ実際的には業者に委託したと同じような金額になると。そのような段階的な方法も1つ考えられるかなという気がいたします。

ともかく、今後のやっぱり地域を考えていったときに、駐在員は駐在員、町内会は町内会と。せっかく町内会ひとつひとつに一人一人の駐在員がいるのであれば、それをすべて包含した中で地域コミュニティ

というもの、町内会というものの機能を考えていくべきではないかなという気がいたします。

田岡会長：加納委員、どうぞ。

加納委員：わからないところがあるので、ちょっとお聞きしたいのですけれども。この厚田村の駐在員44名、町内会組織が44、浜益村の連絡員が13名で、自治会が13組織ということになっていますけれども、これは多分この町内会長もしくは自治会長と連絡員は同じ人ではないかなと思うのです。そういうふうに考えれば、石狩市の場合は80町内会あって、それぞれの会長は無報酬でやっているわけですよ、同じようなことを。これはまだそういう仕事というか、そういうことがまた別のものがあって、またそういう意味合いがあって駐在員または連絡員ということであればわかりますけれども、これ町内会長も兼ねてやっていらっしゃるのであれば、石狩市の80町内会の会長と私は同じではないかと思うのですね。

ですから、そういう意味では、システムとしては大変いいと思います。ただ報酬については考えるべきではないかと思います。

田岡会長：どうですか、そこのところ。今の実態はどうですか。

専門部会（岡林）：厚田村の岡林です。

厚田村の実態について説明させていただきます。

44の44ということで、同数で1町内会に1人の駐在員の方がいらっしゃいますが、今加納委員がおっしゃいましたように、その中の会長が駐在員を行っているというものがすべてではございません。

その役員ではないといいますが、その町内会の中の住民の方が駐在員の委嘱を受けている場合もありますし、町内会の会長が兼ねて駐在員という委嘱を受けているということで、形態的には統一されていないという実態になっております。

割合は自治会長が兼ねられているという方が少ない。自治会長は5つしかありませんので、全員がなられても44名のうち5人の方しか会長がなることができないという実態にありますので、そういうような内容になっております。

専門部会（向井）：浜益村の向井と申します。

ただいまのご質問でございますけれども、本村におきましては、13集落において13人の連絡員をお願いしておりますけれども、中の実態を見ますと、自治会長が行っているところもございますし、それぞれ別の方が行っているところもございます。大体割合にしましては、6：4ぐらいの割合でございます。

田岡会長：厚田村は先ほど自治会は5つと言っていたけど、町内会はどうなっていますか。

専門部会（岡林）：5つの自治会がありまして、その中に44の町内会があって、それで44人の駐在員の方がいるということでご理解いただきたいと思います。

加納委員：44の町内会があるんでしょ。それぞれに駐在員がいらっしゃるわけでしょう。その町内会のところにはやっぱり責任者みたいな人はいるのでしょうか。町内会長というのですか。

専門部会（岡林）：大変失礼しました。

44の町内会長の割合でいったら、町内会長が受けられている割合の方が少ないと。今はっきりした70対30だとか、60対40という割合はちょっと今ここで確認できませんけれども、全体的な割合でいったら、町内会長が兼任されている割合の方が少ないということだけ申し上げておきます。

加納委員：それと一緒に、この連絡員とそれから駐在員の仕事の内容、これ町内会長とか、そういう部分とはまた別枠でそれ以外にそういうような仕事としてあるのかどうかということをお聞きしているのですけれども、これは厚田村についても浜益村についてもお伺いしたいのですけれども。

専門部会（岡林）：前回のときにもご質問があったと思いますけれども、駐在員制度そのものが町内会

活動と別ということで、行政側がいわゆる委嘱行為を起こして発令をしているというようなことで、それぞれ任命させていただいております。

したがって、石狩市の場合はその行政情報誌と広報紙そのものについてはいわゆる町内会を通じて市民の皆さんにお配りしているということですが、我々はその町内活動を一線を画しているというふうに理解しています。その中で行政情報関係のものと広報関係、いわゆるそういうような発刊物について、駐在員の皆さんを活用して、それぞれの地域の住民の皆さんに配付するというような業務を主に担っていただいております。

それで、概略を説明しますと、毎年4月1日から任期2年ということで任命させていただいております。それで年度の初めに駐在員会議を開催しまして、平成16年度でしたら16年度の年間のいわゆる配付の予定、それから村が現在行っている行政の施策といいますか、それら大まかな内容について説明するというようなことをあわせて会議の中で皆さんの方に提起をさせていただいております。

そういうようなことで、それらを受けて、駐在員の方は地域の中での問題だとか、そういうような提言だとかというものも含めて何かがあれば、担当の方にその旨は申し出るというようなこともあわせて、ご協力をいただいているということです。

専門部会(向井): 浜益村でございます。基本的には厚田村の駐在員と同じような方向でございまして、自治会組織とは別に要するに行政から配付される回覧板、それから広報紙等を地域住民に配付すると、行政伝達をするという形をとっております。

加納委員: それぞれご説明いただきましたのでよくわかりました。

よくわかった上で、これは石狩市の町内会とやっていることはほとんど変わりませんので、その意味では駐在員制度、それからこの連絡員制度について、制度としてはそのままやるべきだと思いますけれども、報酬については見直すべきだと思います。

田岡会長: どうぞ、福沢委員。

福沢委員: 厚田村の福沢です。

今までの議論の中で、前回もやりましたけれども、厚田村、浜益村でこの駐在員にかけている1人当たりの金額が多過ぎるからやめろと言うのか。最終的にはお金の問題も絡むよというのが会長の先ほどの話だったと思うのですけれども。であれば、石狩市が今年から広報だけでも宅配といいますか、委託方式にした、これが1戸当たりというのかな、1市民当たりと計算するのかな、どちらでもいいですけども、幾らになって、それがどうしても厚田村、浜益村の今やっている制度の金額が多いから下げろというのであれば、その議論はしますけれども、今ここへ来て、これだけ我々がお互いに話しても、その制度自体が理解できるところまで行き切れない。

そうしたら、私はやっぱりこういうのが2年なら2年、お金を下げることについては議論の対象になっていいのですけれども、そういう計算式をやったら、特別厚田村が高いから半分にしなさい、駐在員制度は残してやるけれども、という形で2年なら2年を引き継ぐよ、その間に新市としてどちらにするのかは知りませんが、とにかく今の方向でいけば石狩市に合わせたいというのだから、合っていない方の住民とよく何回も話をして、理解をさせて、2、3年かけて統一の方向へ向かうというのであればいいですけど、ここで私はどんなにやっても、最終的にいいと言う人と、地域的にまあいいのではないかとと言っても、最後にどこかで決めるときに、それぞれの自治体が権限を持ったところで決められてしまうわけですから、もう少しこの中身というのは一気に今回合併するとしたらとは言いながらも、なぜ合併のときにそこまで一気にやらなければならないのかということが一番わからないところです。

2, 3年猶予をくれてもいいのではないだろうか、その間で市民お互いにも町内会なりそういう形で連絡もとれるし、いろんな活動の中で理解し合って、ああ、そういうのだったらそれでもよかったなとなったら、その時点でもう私は間に合う話ではないのかなという気もしますけれども、いかがでしょうか。

田岡会長：どうぞ、池端委員。

池端委員：石狩市の池端です。

例えば、厚田村の町内会の中で、例えば会長がいて、班長とかがいて、例えば村役場からその発行物が会長のところに来てから、会長が例えば何人かの班長にその発行物を回すと。班長からそれが10軒になるのか5軒になるのかわかりませんよ。そういうふうに行くというシステムはつくれないものなのですか。

福沢委員：そのとおりやっている。それは町内会でやっている。

池端委員：やっていますよね。それがこの駐在員制度に変換することはできないのですか。今その既存にある町内会の機能を変換することはできないのですか。

田岡会長：ご意見ございませんか。

はい、佐藤委員、どうぞ。

佐藤豊治委員：石狩市の連合町内の会長という立場で、余りこれしゃべりたくはないのですが、やっぱりしゃべらずにいられないのですけれど、まずこの問題、何で小委員会におろしてくれなかったかなと思うのですよ。これ各市村には町内会長、連合町内会いらっしゃるわけで、その人たちと1回みんなでひざ合わせて話をして、そしてこの議場に出していただくと、もっともっとみんなが理解しやすいし、どこに問題があるのだというのはわかるはずなのに、今ここでガーガーやっても、これは答え出ないですから、どうぞ小委員会に任せてというところちょっと大げさですけども、検討させてくれませんか。

そうでないと、これちょっと本当の話言ってもわかってもらえないような気がします。今の話聞いていると、結論から言えば、手法は違って、自分のまちを愛する気持ち、統率する気持ちはみんな変わらないわけで、そこに報酬が出ているのか、出ていないのかというのが最後の問題になっているのだと思います。

たまたま石狩市はちょっと赤字が出そうだということで、市の方から広報のお金を一時とめてくれないかということで、結構町内会でも影響しているところはあるのですけれども、まずそのまちのそういう事案を考えたときに、市民も1回我慢してみようと、そういうつもりで今やっていることで、この合併に何ら影響のある話ではないと私は思っています。

それはそのまち、そのまちの考え方ややり方があって、こういうことだってあり得るわけで、それぐらいの理解をしておいてもらって、合併したらどうするんだという話は1回小委員会で検討させていただいた後に申し上げたいと思いますので、時間をいただきたいなと、私からはお願いをしたいと思います。

田岡会長：小林委員、どうぞ。

小林委員：今、佐藤連合町内会の会長のご意見でございますけれども、この小委員会というのは、一体地域自治区にするのか、あるいは合併特別区にするのか、その辺の議論がまだ煮詰まっていなくて、決定にならないわけだ。私は今急にやっても、すべてがぱっと合併の日からはいかないよと、これは私は前回に申し上げたとおりであります。

したがって、もしもこの地域自治組織の中でこうした協議会だとか、そういうものが立ち上がるならば、これは諮問をしてもらいまして、そして協議会が2年3年たって、これはこの方向が望ましいと。そういうことで私は決めていくのがどうも自然だな、無理がないなというふうに私は考えておりますので、この地域の自治組織については、また9日の日に議論がありますから、方向づけが出てまいりますので、こう

いうものができて、そして諮問が行われて、地域の方々が協議を行うと、そういう形になればそれは望ましいことだと、そのように思います。

田岡会長：ちょっとこのところで地域自治組織等小委員会でどんな議論をすべきで、今回の問題がどうなのかというのは佐藤先生、どうですか、1回交通整理していただませんか。

佐藤克廣委員：地域自治組織等小委員会というのは、合併した際にそれぞれの旧市村、主に村の方かと思えますけれども、そういったところの自治の形をどうするか、それも前回もお話をいたしましたけれども、どちらかといえば、行政機構をどう考えるかというようなことがどうも中心になってまいりました。昔議論されていまして、例えば区長を公選で選ぶとか、あるいは協議会の構成員を公選で選ぶというものは全然なくなりましたので、いわゆる自治体ではなくなってしまうわけですね。形としましてはですね。これはいわば役所の機関というふうにお考えになった方がよろしいかと思えます。

その問題と町内会云々と、あるいは今問題になっております連絡員の問題というのは、私は必ずしも関係しないのではないかというふうに思います。

それと、仮に合併特別区というようなことにいたしましても、そこが行える仕事というのはかなり限定されておりまして、例えば地域振興のイベントだとか、公の施設といいましょうか、こういったような施設、その管理だとか、その程度と言ってしまうとまずいのかもかもしれませんが、その程度の話でございますので、今の地域自治組織等小委員会で今お話し合いなさっている問題を話をする余地というのはほとんどはないのではないかというふうに私は思いますが、この辺はちょっと事務局サイドと特に何も話を詰めておりませんが、私の感想としてはそういうふうに思っております。

田岡会長：小林委員、どうぞ。

小林委員：この前、私は町内会活動だとか、そういうことについても、私は審議会が協議したらいいのではないかということをお願いしたら、委員が、それは少し違うのではないかと。そういうことでございます。

今日もまた違うということでございますので、私は自治組織の中でみんながどのようにして共同体をつくり上げていくのか、そういうことはやっぱり首長が諮問をして、そして地域の方々が協議をして、そして決定をしていかなくてはいけないと。共同体をつくるためにやりまして、それが自然発生的に回覧を自治会でもってやるうやと、そういう形が私は一番大事なことだと、そういうふうに思っておりますが、どうぞございましょう。これはだめですか。

佐藤克廣委員：いえ、それは全くそのとおりでございまして、そうではなくて、今協議をしようとしておりますのは、駐在員や連絡員制度を廃止するかしないかという提案ですし、それからどうやら問題になっておりますのは、どなたかもおっしゃっていましたが、駐在員、あるいは連絡員の方に報酬を支払うかどうかという問題でありますから、それについてこの地域自治組織等小委員会で議論をするというのは、必ずしも任務といいましょうか、そういうものにはならないのではないかというお話を申し上げただけです。

将来でき上がった新しい市の中でどうするかという議論をする、今ここで決めたから変えられないというものではありませんから、変えるとかどうというのは、それはもちろん可能であります。

田岡会長：どうぞ、藤原委員。

藤原委員：石狩市の藤原です。

この駐在員、連絡員ということについて聞いておりますと、広報紙や何かのことは別として、行政からの委嘱された行政の小さな出先機関というような役割を持った人も一部に兼ねるのではないかなという

ふうになっているのですけれども、それならばそういう人は地域に自治体の派遣というか、そういう人は要らないと思います。

町内会というのは自治組織ですので、ここの文言でもちょっと私は活用という言葉がすごく嫌だなと思っています。前にも会長がおっしゃっていましたが、町内会は行政の下請機関ではありませんから、市民が自らまちづくりをしていかなければいけないという機関だと思っていますので、活用というよりも協力するとか、そういうような言葉にしてほしいなというふうに、このことは思っておりまして、町内会の方で直接広報紙を配るなり、あるいは郵送するなりという方法で市民一人一人に届けられるということがメインということですので、地域の長みみたいな人に自分たちの意見を持って行って中継してもらうような、そういうふうなやり方ではなくて、直接自分たちで情報をとったり、まちづくりに参加するというような会になっていけばいいと思いますので、こういう制度は要らないかなと思います。

それと、地域の周りをつないでいく例えば人と人をつなぐ役割もしているということを前の会のときにも聞きましたけれども、それはまた別でいわゆる地域住民の助け合いの考え方というのは、自発的に起こっていくことかなというふうに思っていますので、廃止ということでもいいのではないかなと思います。

田岡会長：桐山委員、どうぞ。

桐山委員：私は望来地区の自治連合会の総務というような役も仰せつかっておりまして、うちの地区自治連合会には10の町内会がございます。

その実態を申し上げますと、ちょっと市街地になっているところは会則をつくったりしまして、その目的も第1条には厚田村区政に基づくという字句を使って、発送をされる文書等を配ることと、町内の福祉増進を図るということを目的としております。やはり区政に基づいてやっているわけですが、この10ある中で全部私らはまだ把握しておりません。

ですから、例えば実行組合という名前であるところもあるようですし、ですから町内会の案内を出したときに、駐在員と町内会長は違うという実例もあります。さっき課長が申しましたが、それが実態です。はっきり言いまして。

ですから、先ほど福沢委員が申されましたけれども、町内の整備には実態を考えると、私は少なくとも1年や2年かけないと、石狩市の町内会とは対等にやっていける実態ではないのではないかとということで、私は福沢委員が言われましたように、ちょっと猶予を持っていただきたいというのが希望であります。

田岡会長：浜益村はどうでしょうか。

はい、どうぞ、神田委員。

神田委員：前のときも話したのですけれども、浜益村の場合は村から各自治会長が連絡員ということで指名されております。

そして、回覧物等は自治会長のところへ来まして、自治会長のところから各班長に配っているというのが実態でございます。今度そういう連絡員制度が廃止され、市から直接その班長の方に送付されてきて、そして班長の方で今度その班の、厚田村の場合は町内会という名称を使っているようですけれども、うちの場合は、班ということでやっておりますけれども、その班長の方に間違いなく来て、そして連絡が周知徹底できるのであれば、一向に差し支えありません。

田岡会長：そのほかにもございませんか。大体議論は出尽くしたと思うのですね。

最初から言っているように、具体的な取扱いの事務局提案に何が何でもこの原案に固執するという姿勢はこれまでも取りつけてきておりませんので、これらについてどういたしますかね、全体の意見は地域の今までの経緯やそれから激変的な状況を考えると、制度はある程度残した方がいいのではないかと

意見が多いと。

その一方で、この際だから共治あるいはボランティア意識の高揚という意味からも含めて残せ、廃止すべきではないかという両論が出ておりますが、議論が尽くされたところで、会長として提案させていただきたいのですが、これにつきましては、基本的に過渡期的な対応を含めて残すということで、暫定的な仕組みとして考えると。その具体的な2番目の補助金等につきましても、助成しないものとするということではなくて、これについては改めて現実組織ができて上がる段階において、その編成後に協議をさせていただくという提案をさせていただきたいと思うのですが、それによろしいでしょうか。

(異議なしの声)

田岡会長：それでは、文言の整理は次回までに整理させていただいて、そういうことで確認をさせていただくということで、ご了解いただけたと思います。

次は5号の協議事項の確認をさせていただきたいのですが、ご意見ございますか。

これは現実の実態等を把握しながら対応することになると思いますので、原案のとおりで確認させていただければと思いますが。

長原委員、どうぞ。

長原委員：市民活動関係ということで、特に質問といいますが、今後の見通しなのですが、行政機関の上部機構、特に保護司会ですとか、交通安全の関係は、浜益村はほとんど滝川管轄になっていますよね。所管などもそうだと思うのですが、これが合併ということになりますと、上部機構としてのその取扱いはこの合併に合わせて変更するということになるのでしょうか。それともどうということなのでしょうか、別に特例法とか、法律ではそういう規定は特になのですが、状況としてはどういう状況になるのでしょうか。その点ちょっとお示しさせていただきたいのですが。

専門部会(伊藤)：それでは、私の方からお答えさせていただきます。

今ご質問された警察関係の取扱いということだと思いますけれども、一応警察関係につきましては、札幌北警察の方に滝川警察署を含めた協議としまして、合併後すぐというふうには今のところ聞いておりませんけれども、速やかに管轄区域の警察署の方に統合してもらいたいということで、今協議中でございます。

他のところにも関係する部署はもちろんございますけれども、それらについても協議はしております。例えば税務署等につきましても、今現在協議中で、まだ進展等は確認はしておりませんが、現在は協議中ということでございます。

田岡会長：基本的には合併したら、市の所管区に変わっていくという流れなの。

専門部会(伊藤)：全部が全部変わるというふうには聞いてございません。例えば警察関係でいきますと、2村にまたがるというところももちろんございますので、ただ石狩市としては同一管轄区域の中で管轄願いたいということで、今現在協議中ということでございます。

田岡会長：今協議をしている項目は何と何があるの。

工藤事務局長：事務局よりお答えさせていただきます。

関係機関については、各市村から直接税務署とか、そういった関係機関に照会はかけているそうですが、具体的な回答というのは、今現在されていないということでご了解いただきたいと思います。

田岡会長：恐らく、考えていないことはないと思うのですが、現実には答えが出ないと、回答は来ないということなのではないでしょうか。その辺よくもう一回、情報収集に努めさせていただきます。

清水事務局次長：警察署、それから税務署の関係等、それは各公的機関の関係になります。各管轄につ

きましては、今全道の中で合併の協議がされております。その状況が見えてきませんと、その所轄の割合の再構成ができない状況となっておりますので、今そういった全道の動きをにらみながら、内々の協議は行っていると。

ただ、今の段階でどうする、こうするとはっきりは言えないけれども、そういったことを念頭に全道の市町村合併協議の状況を勘案しながら、各税務署なり警察署なり、官公所で検討を行っている。所轄については検討を行っているということで、ご理解いただきたいと思います。

田岡会長：それでは、5号につきまして、原案のとおり確認をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

田岡会長：それでは、そのとおり決定させていただきます。

次に、これも継続案件となっております協議第6号 各種事務事業の取扱い(児童母子福祉関係)について協議をいたします。補足資料が出ておりますので、まず事務局から説明をいたします。

事務局(江部)：事務局の江部です。よろしくお願いいたします。

児童母子福祉関係の補足資料といたしまして、別添の資料17ページにあります資料4について説明させていただきます。

なお、前回の協議会で配付いたしました第9回現況調書の103ページから117ページに3市村で現在行っている児童母子福祉関係の事務事業についてまとめているところです。これらの事務事業の中には、それぞれの市村で独自に実施している事業もあれば、3市村ともに共通して実施している事業も含まれております。

今見ていただいている資料4、新市における少子化対策(独自事業)は、現在それぞれの市村で独自に実施している事業であり、新市になった場合に、他の自治体にサービスの範囲が広がる内容について整理したものです。

具体的には、中央の灰色の網かけ部分にあります子育て支援、療育、児童館、放課後児童健全育成事業、相談窓口の分野が該当します。

右側の「現行」と書かれた下にあります自治体名が、現在その事業を実施している自治体の名前となっております。

3市村で共通して実施している事務事業については、今後も引き続き実施することから、ここでは省略いたしました。

以上、協議第6号の補足資料のご説明をさせていただきました。よろしくご協議お願いいたします。

田岡会長：前回の協議においては、子育て支援としての出産祝金の関係で議論されました。そのことについて次回までまた議論を持ち越したという経過がございます。

前回の最終段階におきまして、この出産祝金について浜益村の委員からご意見が出されまして、廃止することもやぶさかでないという意見も出されておりましたが、この議論をさらに進めたいと思っております。

そのために、今日お示した資料はかなり私の意図も入っておりまして、前回お話をさせていただいたように、出産祝金という制度の財源を地域の中で残しているんな活用をするという方向に向けた方が、むしろこれから子育て支援制度として、その財源を振り向けた方がいいではないでしょうかという意味で、石狩市と仮に合併すると、その右端の方に現行というふうに書いてありますが、こういったような、これはほんの1例ですが、制度も受けられるということを考えて、合併のメリットというのはむしろそうい

う制度の維持の方がいいのではないかという思いでこの資料を出させていただきました。合併時において、再編するという過渡期的な提案が具体案として出させていたideありますが、ご議論をいただければと思います。

前はそういう2村の地域において合併年度を含む3カ年度に限り5万円の支給を行うと。そういう暫定案もこの際廃止してはどうかという意見も出されておりますし、いろいろご意見あると思います。

池端委員、どうぞ。

池端委員：前回の協議会でも意見として提案させていただきましたが、やはり今回の資料は特に子育てに関係する施策が提示されています。少子化対策のそれぞれの村で行われてきた制度というものの事業効果というものが果たしていかなものかというような質問もさせていただいたのですが、最終的にやはりその少子化という大きなやっばり問題を考えたときに、単純に金銭面の問題であるか、もしくはやはり産んでからも育てられる環境というものを整えることがよろしいのかというふうに考えたときに、私は後者ではないかなと。

特に、事務方から、現行の石狩市の施策及び厚田村で行われている施策が提示されているものですから、原則的には5万円の暫定案はなしでいった方がよろしいのではないかと、再度提案させていただきます。

田岡会長：堀委員、どうぞ。

堀委員：石狩市の堀です。

私は前回のときに、石狩市でやっている子育て支援が厚田村、浜益村に今そのまま持っていっても定着しないだろうし、事業としては成り立たないのではないかなと思いました。

ですから、3年間5万円の暫定案というのはいたし方ないのかなというふうに感じていたのですけれども、石狩市はこれ現行なのですが、16年度はまた新しい事業ができます。この5万円、やっばり現金で支払うのではなくて、この5万円を資源として、やっばりその地域に合った子育て支援というものの調査活動をしていくべきではないかなというふうに思うのですね。

石狩だからこの事業ができるというのはあるのですけれども、やっばりひとつひとつの集落だとか、子供の今いる現状だとかということを見ると、その場所に合った子育て支援政策を考える資金に回すべきだというふうに考えまして、この現金を支給するという点に関しては、廃案にした方がいいかなというふうに考えています。

田岡会長：今、お話の中に出ましたように、新年度予算が市において可決されまして、新しい子育て支援事業というのがこのほかに数項目、道に先駆けまして乳幼児の医療費、6歳未満の医療費の無料化とか、それから石狩市の保育園の時間外、それから病後児保育、それから児童館の整備とか、さまざまな制度変更が行われて、これは過年度分でありますので、そういった少子対策について今後とも進めていくという基本的な姿勢は出ていると思います。どうですか、そのほかご意見ございませんか。

加納委員、どうぞ。

加納委員：前回の協議のときにも発言をさせていただきましたけれども、まずはこの具体の取扱いの中でも指摘されているように、やっばり5原則に基づいての一体性の確保や財政負担の観点からという部分での判断ということでは、ここでも困難であるということも指摘されているわけですから、やっばり私はこのことは5原則にのっとって取り扱っていくべきではないかと。新市の中において、市民の皆さんが不公平感を持つような制度というもののあり方については、やっばり避けるべきであるというふうに思います。

また、今堀委員からもお話ありましたけれども、必ずしも今日提示された石狩市でやっている事業がす

べて厚田村、浜益村に適用されるかどうかということについては、いろいろ議論のあるところだと思いますけれども、ただここにわたるこういう祝金制度の使われ方ということにも現在生まれているお子さんも含めて、今後の子育て支援事業の充実にこういう部分のお金について充てるべきではないかなと思いますので、少なくともこういう3カ年とはいえども、こういう例外的な分については、私は最初からやるべきではないと思います。

田岡会長：そのほかにご意見ございませんか。

全体的な意見はこの際この制度を廃止して、むしろ新しい少子対策制度にその財源を振り向けるべきだという意見が多いのですが、いかがですか。

それでは、この件確認させてもらってよろしいですか。

(異議なしの声)

田岡会長：では、ご意見がございませんようですので、前回に引き続き議論いただきました協議第6号につきまして、原案を変えまして、事務局で整理して、確認事項を次回に説明させていただきます。一応原案を変えまして、出産祝金制度は廃止するというので、取りまとめをさせていただきたいと思います。それでよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

田岡会長：それでは、そのとおり確認させていただきます。

次に、協議第7号 各種事務事業の取扱い(ごみ対策関係)について協議をいたします。

事務局(中村)：事務局の中村です。よろしくお願いします。

協議第7号 協議項目26-3-12 各種事務事業の取扱い(ごみ対策関係)についてご説明いたします。

主な内容を34ページからの個表でご説明いたします。

1.一部事務組合等といたしまして、石狩北部5カ市町村で構成する北石狩衛生施設組合がありますが、3市村とも同一組織に加入しており、新市においても必要であることから、合併時に引き続き加入するものとしております。

2.関係団体(公共的団体等)につきましては、3市村において類似団体がありますので、新市の一体性確保のため、合併時に統合を働きかけるものとしております。

3.関係団体(協議会等)につきましては、新市においても必要であることから、合併時に引き続き加入するものとしております。

4.補助金等ではありますが、衛生団体連合会補助金と食品衛生協会補助金につきましては、新市においても必要であることから、団体の統廃合等の状況に応じ、合併後に新市において調整するものとしております。

35ページになりまして、集団資源回収奨励金につきましては、石狩市において町内会、婦人会、PTAなど各種団体が集団資源回収の実施団体として登録した上で、新聞、雑誌、ダンボールなどを回収することにより、回収量に応じた奨励金を交付するという内容になっております。

新市においても資源回収に取り組む必要があることから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとしております。

生ごみ処理機等購入費補助金につきましては、石狩市及び浜益村において助成しております。新市としてごみの減量化計画を定め、一体的に取り組む必要があることから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとしております。

ハチ駆除費補助金につきましては、厚田村において、村が指定する事業者による一般住宅内などのハチ駆除に要した経費に対し、助成する内容となっております。

私有地の病虫害駆除は、所有者自ら行うことが基本であると考えておりますので、新市においては助成しないものとしておりますが、生活安全上の緊急時における対応は従来どおり行政が行うものとしております。

5.手数料等につきましては、石狩市において事業系資源物処理手数料を定めております。リサイクルプラザの運営に関し、必要な手数料でありますので、合併時に石狩市の制度に合わせるものとしております。

36ページへ移り、6.ごみ収集であります。家庭系廃棄物につきましては、収集回数や収集を行う曜日など、若干異なっておりますが、現行のとおりとしております。ただしごみの分別及び事業系一般廃棄物の許可事業者による収集については、合併した年の翌年度に石狩市の制度に合わせるものとしております。

7.資源物のリサイクルにつきましては、石狩市ではリサイクルプラザにおいて資源物のリサイクルを行っており、処理の対象となる品目は、容器包装リサイクル法のうち、びん、缶、ペットボトルとなっております。

新市においても、資源物の再利用、減量化等に取り組む必要があることから、厚田・浜益地域で排出されるびん・缶・ペットボトルについても、週1回収集し、リサイクルプラザで処理することとしており、合併時に石狩市の制度に合わせるものとしております。

なお、厚田村の収集につきましては、社会福祉法人はるにれの里に引き続き委託するものとしております。

37ページ、8.し尿収集につきましては、3市村の事務内容に差異はありません。しかし、し尿収集運搬手数料が異なっており、1リットル当たり石狩市が4円54銭、厚田村が6円、浜益村が7円35銭となっております。この手数料については、北石狩衛生施設組合と収集運搬する許可事業者が、運搬地区や運搬距離など協議した中で、廃棄物処理計画に基づき決定されるものであります。

実際、石狩市と浜益村では3円近くの差があり、手数料の調整が必要であると考えことから、合併した年の翌年度の再編を申し入れるものとしております。

9.廃棄物処理計画につきましては、法律や北石狩衛生施設組合の条例に基づき、関係5市町村がそれぞれの地域内における計画を作成し、北石狩衛生施設組合において、全体の処理計画を作成することとなります。

この処理計画に基づき、衛生センターが運営されているため、年度途中に変更することは難しいことから、合併した年の翌年度に再編するものとしております。

10.その他ごみ対策関係事業につきましては、環境美化清掃、病虫害駆除等がございますが、3市村において事務内容に差異がないことから、一体性確保に努め、合併時に石狩市の制度に合わせるものとしております。

これらのことから、33ページ、調整の内容であります。合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。

補助金等のうち、衛生団体連合会補助金及び食品衛生協会補助金については、団体の統廃合等の状況に応じ、合併後に調整するものとする。

ごみ収集のうち、家庭系廃棄物については現行のとおりとする。ただしごみの分別及び事業系一般廃棄

物の許可事業者による収集については、合併した年の翌年度に石狩市の制度に合わせるものとする。

し尿収集については、収集運搬手数料の調整が必要と考えることから、合併した年の翌年度に再編を申し入れるものとする。

廃棄物処理計画については、合併した年の翌年度に再編するものとするとしております。

以上、協議第7号のご説明をさせていただきました。よろしくご協議お願いいたします。

田岡会長：ご意見を賜りたいと思います。

羽立委員：浜益村の羽立と申します。

集団資源回収奨励金でございますけれども、1キロ当たり5円の奨励金を出しておりますけれども、そのほかに古紙回収に石狩市が1,100万円ほど補助金を出しておりましたが、その内容をちょっとご説明願いたいと思います。

浜益の私は幌地区なんですけれども、幌地区ではこの古紙回収はスポーツ少年団、あるいは浜益婦人会連合会が主催となって、年2回ほど回収しておりますけれども、これはボランティアでやっておりまして、村から奨励金や補助金は出ておりません。

会長が先ほど来、経費の節減ということを申されておりますけれども、その点を考えると、このような件についてはボランティアでやっていくのが妥当だと思いますが、どのように考えているか、ご答弁願いたいと思います。

田岡会長：この問題は石狩市においても、この制度を残すかどうかというのは、今まさに議論の真っ最中です。

ただ、今うちの方でごみの減量化という仕組みをさまざまなシステムが動き出してきておりまして、実際にこの2年ちょっとで相当ごみの減量化が進んできております。その中で「ごみへらし隊」という市民活動グループが中心になって、この資源回収奨励金という制度は本当の意味で自分たちみずからごみを減らすんだと、削減するんだという仕組みから考えていったり、それから地球温暖化というさまざまな環境論議から考えていっても、この奨励金制度というのはむしろ廃止をすべきではないかという議論も今出てきておりますので、ただ現行制度はこういうふうになっているということで、もう少し市民の皆さん方が率先してこの問題に取り組んでいるだけに、議論をそちらの方で煮詰めて、時間をかけていきたいというふうに思っておりますけれど。実際に委員のお話の趣旨は、十分ご指摘のとおりだと思います。

福沢委員、どうぞ。

福沢委員：2点ほどお聞きいたします。

まず1点目なんですけれど、ごみの収集の関係で、最終的に事業系一般廃棄物の収集の仕方が現時点では石狩市と厚田村と浜益村とは大きく違っているのですけれど、ここで具体的な取扱いの中では、翌年度に石狩市の制度に合わせるようにすると、こう言っているのですけれど、本当に石狩市の制度に合わせてもらった状態を、厚田村、浜益村まで事業者がやっていただけるといえるのか、その見通しがおありかどうか。

浜益村はよくわかりませんが、ここ同じく書いてあるということは、事業系の袋を買っていただいて、それをごみステーションに置くことが事業系の料金を払った形になるという厚田方式なのですけれども、石狩市のはそういうのではなくして、業者が来るということですから、厚田村、浜益村にも本当に来てもらえる形の見通しがあるのかどうかという部分と、もう1点、し尿の関係で聞きたいのですけれども、この書き方からいきますと、合併した年の翌年度に再編を申し入れると、こう書いてございますけれども、それは時期的には何も異論ないんですけれど、ここの協議会でどのような申し入れをするんだとい

う部分というのは、全然見えない形で、いいのかどうか。

だから、どういう申し入れをしたいという、新しい市になったときに。だから石狩市の分が上がる形が起きるのか、厚田村、浜益村が下がってやってもらえる形で理解されるような形になるのかという議論というのは全然なしにして、これでただ申し入れるという形でいいのか。

制度の形からいうと、北石狩衛生組合でどここの行政区域の分は何円というふうに決めてあるから、申し入れるんだという形だろうと思いますけれども、原点はそれぞれの自治体の中で協議されたものがそこへ行って、決まっているのだろうというふうに理解しているので、やっぱり新しい市になったときに、こういう形をしたいのだというものがなければ、ただこれだけで本当に協議したことになるのでしょうかと思うのですけれども、その辺について。

専門部会（加藤）：石狩市の加藤といいます。

ご質問のまず1点目の事業系のごみの取扱いでございますけれども、ご質問のとおり、現在3市村の中で石狩市につきましては、事業系のごみについて経済産業省の許可という形で組合から出ております。2村につきましては、家庭系のごみ並びに事業系のごみが組合から委託方式で出ております。

それで、2村につきましては、各それぞれ1社しかありませんので、収集業者が1社しかないということですので、家庭系ごみについては従来どおり組合委託、事業系ごみにつきましては組合からの許可というような形で、今後対応していきたいというふうに考えています。またその収集ですとか、指定袋の取扱いにつきましては、2村につきましては、許可業者がみずから制作し、従来どおり委託販売していくような方法を考えています。

2点目のし尿の取扱い料金でございますけれども、し尿の収集能力といいますか、バキュームカーを持っている業者につきましては、3市村各1社という現状でございます。

現在、委員指摘のとおり、3市村とも料金がそれぞれ違うわけなのですけれども、料金につきましては、収集業者の収集能力もございますので、例えば旧自治区のエリアでいくのか、またその衛生センターからの距離でどのようにするのかということも業者も含めまして協議をしていかないとなりませんので、現時点では組合条例で決定するという手続の中で申し入れていくというような考えでございます。

田岡会長：結局業者は収集に行けるの、行けないの。

加 藤：事業系ごみにつきましては、2村の現在収集している業者がそのまま委託から許可に変わるといような形でございます。石狩の収集業者が2村に行くといような形ではございません。

福沢委員：し尿の方だけについてお聞かせ願います。

今言ったことは理解するのですけれども、全然私の質問しているような形が答えになっていないのですよね。はっきり申し上げて。

だから、これをどうするのだ。協議しましたよと言うのならいいのですよ。だから最終的に何年かかけて調整していくのだよとか、今最初の年からこういう形を少しして、申し入れていく形をとりますよとかいような方がいいですけど、全く見えない形でこの差を将来的にどうするのだというものが全然見えない形で、ここで協議しました、わかりましたという形になれるのかということをお聞きしたのです。

加 藤：し尿料金の取扱いでございますけれども、いわゆる3市村で各1社が現在対応しております。

それにつきましては、現行の地域エリアだけで収集能力としては限界であるというふうにお話を聞いておりますので、当然料金を設定する部分につきましては、新市になりましたら負担公平の原則から、一般的には市内で統一されるわけですけれども、収集業者並びに組合と協議しながら、その辺を調整を図って決めていくという方法しか現時点ではとれないということでございます。

福沢委員：私の言いたいのは、だからそういう形であるよということをちゃんと明記して協議しましたというのならいいです。だから旧状態のままでその地域は現行の料金である一定の期間やる、その中で情勢を見て1つにする努力はするのだというのであればいいですけど、何をどうするのかということとを全然しないで、ただ再編だけを申し入れるという協議、これで協議になりましたかと。私はそうではないのではないかな。特に衛生組合と協議するというけれど、申し入れると言っていますけれど、この部分というのは衛生組合としては、本質的に形式しか持っていないと思っています。

旧自治体、それぞれの自治体が今まで決めたものを衛生組合としては条例化して持っているだけであって、衛生組合で返答できるものは恐らくはないのではないかなという気がする中では、やっぱり合併というところで議論するとき、これだけ差があるものを将来的にはどうする、現時点ではこのままいくのらいきますという部分をきちっとしないで、協議終わりましたと言われても、次の年度からどうなるのかなというのが全然見えないのですけれど。

田岡会長：どういうふうにすればよろしいですか。し尿収集については収集運搬手数料の調整が必要であるから、合併時においては現行のまま行い、改めてどういう仕組みにするかというのを検討するという意味ですね。基本的には同じことだと思いますので。

専門部会(加藤)：基本的に考え方は同じですので、文書の表現を整理させていただきたいと思います。

田岡会長：よりわかりやすくします。

ほかにございませんか。

どうぞ、阿部委員。

阿部委員：厚田村の阿部でございます。

家庭系の廃棄物の収集に関してなのですけれども、具体の取扱いについては、現行どおりとするという形の中で、粗大ごみに関してですけれども、石狩市は月2回、厚田村と浜益村については月1回ということになっております。しかも厚田村の場合、冬期間は回収をしていないというのが実態でございます。

これを現行のとおりとした理由、いわゆるなぜ石狩市の制度に合わせないのか。金が余計にかかることは現行どおりにするのか。そういった部分で多少気になるのですけれども、その点お伺いしたいと思います。

専門部会(加藤)：粗大ごみの取扱いでございますけれども、石狩市内におきましても、郡部の取扱いは回数が1回のところもございまして。そこには現行どおりというような表現になっておりますけれども、回数的には石狩市内においても2回のところと1回のところ、いわゆる地域性を持って現行どおりというふうに考えております。金額、委託料云々ということでは考えておりません。

お手元に分別カレンダーをお配りしておりますけれども、その地域については4月、5月以外は月2回になっておりますが、1回のところもあるということでご理解願いたいと思います。

田岡会長：長原委員、どうぞ。

長原委員：長原でございます。

少し内容についてお尋ねしたいと思いますが、7の資源物のリサイクルの関係です。石狩市の制度に合わせるということですが、そうしますと現在厚田村で行われております古紙、牛乳パック、ダンボールということの取扱いはいかがなんでしょうか。石狩市では市行政としてはこの古紙、牛乳パックやっていないわけですし、同じ制度にすると、ないしはこれはこれで残すということになるのでしょうか。

また、浜益村においては資源物のリサイクルということがとられていないようですが、やはりこれが石狩市の制度に合わせるとすれば、当然リサイクルを進めるということになると思いますが、その場合、距

離的なもの、また施設的なものを含めて一定の行政経費、当初経費も必要になると思いますが、その辺のところはどのように検討されておりますか、お伺いしておきたいと思えます。

それから、厚田村ではびんは取り扱われていないようですが、これはそうしますと燃やせないごみということで、衛生組合の方に持ち込まれるということになっているのでしょうか。その辺のところもお伺いしておきたいと思えます。

専門部会（相澤）：石狩市の相澤です。

石狩市では平成4年から集団資源回収を実施しておりまして、資源物の再資源化を推進してきております。これについては埋立処分場の逼迫、または処理機器の延命化を図るとともに、リサイクル意識を市民に意識づけるためにやっております。

当然合併後においても、厚田村、浜益村に対しては登録をしてもらって、古紙については回収してもらいます。なおそれについては先ほども説明したとおり、キロ5円の補助があります。

あと、びんについては、石狩市は平成12年4月1日からリサイクルプラザがオープンしております。その際、びん・缶・ペットボトルを1枚の袋に出していただいて、週1回収しております。それを再資源化しております。当然合併時においては厚田村、浜益村についても週1回資源物としてステーションに出してもらい、それを回収するつもりであります。

浜益村、厚田村についての行政経費は今のところは考えておりませんが、当然土曜日に1回収集しますので、その収集の委託料はかかると思えます。

長原委員：収集運搬経費ということは、当然ランニングコストとして必要になると思えますが、同時にこういうリサイクルを進めるのには、それなりの施設づくりも考えなくてはならないのかなと思うのですが、これは財政計画、新市建設計画等で検討の素材には必要ないのですか。それほど大げさなこと考えなくてもできるということになるのでしょうか。ほかの議題との関連もあるので聞いているのですが。

厚田村さんで行われている古紙、牛乳パック、ダンボールというのは、そうしますと集団資源回収の中に吸収するということになるのでしょうか。

専門部会（相澤）：長原委員の再度の質問にお答えします。

今石狩市のリサイクルプラザでは、今年度950トン想定しております。合併時においては10%くらいが増えるのではないかと。これに対する経費、例えば燃料費、また人件費の延長分、そういうコストはかかります。古紙関係については当然厚田村、浜益村も登録をもらい、集団資源回収奨励金の対象となります。

清水事務局次長：私の方から一部お答えを追加させていただきます。

新市建設計画の中に入るような建築物、建設、ハードのものが必要になるのではないかとという形でございますが、リサイクルプラザの方で処理が可能という形で考えておりますので、新たな建設、ハード事業については新市建設計画の中に入れるものはないと考えておるところです。

長原委員：その件については、それではおおむねわかりましたが、一定の行政経費は間違いなく増加するものということで考えなくてはならないと思えます。

それで、あわせてこの際お伺いしておきたいのですが、この議題と直接の関連はないかもしれませんが、産業廃棄物なのです。産業廃棄物について、現在厚田村の方で相当の産業廃棄物の処理場の問題でいろいろなお話も聞いているところです。

また、古タイヤなども相当多数放置されているというようなお話もちらっと聞いておりますけれども、それらのものに対して、今後の行政として処理の必要性、また行政として処理するとすれば、どの程度の

処理経費が必要かというような点については検討されていますでしょうか。

また、今後この産業廃棄物が相当都市部のものが持ち込まれるという状況を、やはり合併後の方向としてどうするのかということについても、それなりの検討ということは必要な課題になるのではないかなと思うのですが、どうなのでしょう。

田岡会長：これ、今のご質問は行政の手法というのを会長として、あるいは石狩市長として合併後において、どう基本的な認識を持っているかというご質問でとらえていいですか。

牧野副会長：長原委員さんのご質問ですけれども、今ご質問のあったように、うちの方では1カ所稼働していた部分があるのですけれども、これがいわゆる休止状態と、倒産ではないというのですけれども、休止状態ということで、いずれにしてもこれは道の許認可でもって実施されている施設なものですから、私どもの方としてはそれらの整理等について、支庁の方に申し入れているという現状であります。

それで、もう1つがこれは民家に意外と近いところなのですが、新たに計画が今出てきているというものがあります。これらについては当然その付近の民家含めて地域の者がこれは反対ですという意思表示をしているのですけれども、いずれにいたしましても現行の制度の中で対応しなければならない部分がありまして、村だけで対応するというのは非常に難しい部分が現在のところあるということで、村もこれについては住民の意思を尊重し反対すると、そこはだめですよということを言っているのですけれども、ただそれだけで実際の効力がどうかということがちょっと疑問があるというような状況であります。

なお、タイヤの部分はこれがまた大変面倒な部分で、いつの間にか置いていたのか、投げたのかということで、一時警察にお願いしてその行方も追ったことがあるのですけれども、非常にその行方が、結果がわからないというようなことで、これらを今整理するということになる、相当な費用が必要になってくるということで、これも、村だけで対応するというような状況にはならないということで、これらについては支庁の方とも協議はしておりますけれども、実質的な対応、処置についてはまだ結論が出ていないというような状況でございます。

田岡会長：そのほかにございませんか。

はい、どうぞ、大山委員さん。

大山委員：浜益村の大山と申します。

し尿処理の関係でございますけれども、具体の示し方、合併した年の翌年度に再編を申し入れる、これで私はいいと思うのですけれども、この内容なのですけれども、市町村合併が成立すれば、1つの市になりますから、そのサービスということで均一料金になるのか、それとも合併した後にも遠隔地については差のある料金になるのか、その辺だけを聞かせていただきたいと思えます。

専門部会（加藤）：し尿料金の取扱いでありますけれども、先ほどのご質問の中でもご説明いたしましたが、一般的には負担公平の原則から統一ということではありますが、その辺地理的なこともありますし、それぞれ3市村で1業者という現状を考えますので、その辺を含めていわゆる検討しながら、組合に申し入れていきたいというふうに考えております。

大山委員：はっきりわからないのですけれども、要するに近い将来的には、同じ料金になるという意味なのでしょうか。それともそれはもう調整しても差が詰まらないと。結局浜益、厚田地区については市街地地域の人方とは別料金になると、そういう意味なのでしょうか。

今までいろいろなサービスの均一性とか、公平性というような議論、いろいろな面でされてきて、私どもの浜益村で特異性のある事業につきましても、そういう公共性の立場から我慢して、やむを得ないなということで、先ほどの事案につきましてもしょうがないということで納得しているわけですけれども、こ

のようにやっぱり市町村合併が成立しても、サービスが均一していないということになると、それだと地域の特殊事情を配慮したそういう事業があっても、それは均一性というふうに触れないというか、そういう配慮があるのか、その辺も問題になってくると思います。均一性を主張するのであれば、当然料金は統一された料金になるべきだろうし、そういう観点から私たち浜益村についても、合併することによってなくなった制度とかいっぱいありますけれども、均一性の確保ということで、いいことばかりでなくて、我慢しなければならない部分も出てくるのだということで、私たちは我慢して、じっと聞き入って賛成してきているわけですが、このように地域事情に配慮されないで、均一料金でなくて、今後においても料金に格差があるということになると、これはちょっと公平性の問題からいくと、やっぱり問題発生してきますよね。こういうことがほかの部分の議論についても、それではこっちの方はどうなるんだという、そういう議論になってくるのですよ。

だから、その辺もよく配慮して、合併後に翌年度に再編を申し入れる、具体はこれで結構ですけども、その取り決めの基本的には同一料金に向かって再編を働きかけるとか、協議を進めるとか、そういうことであれば了解しますけれども、そういうことでなければ、ちょっと変ですよ。どうですか。

田岡会長：基本的には、あらゆる事案について共通事項は時間がかかるものとか、地域性とか、さまざまな問題がありますが、合併するとした場合には、そのある一定の時間を経過しながらも、均一的な行政サービスを受けるんだという大原則、これは目指します。そのことが仮に目指せないとしたら、この合併は成立しないと思いますので、基本原則はそういうことだと思います。

しかし、特にこのし尿の問題については、大山委員さんも十分ご承知のとおり経過がありまして、それぞれの距離、量、コストという問題から考えて、過渡期的な現実対応もあると思いますので、その辺をわきまえながらよく北石狩衛生組合とも相談をさせていただきたい。最初から差を持つのだということではなく、最終的には同一化するというところで努力していくというのは当然だと思っています。

はい、神崎委員さん。

神崎委員：神崎です。

今、ご相談申し上げている案件とは全く別のことですが、会の運営のあり方についてよろしゅうございますでしょうか。

考えますところ、合併の本質にかかわることは市民なり村民が十分に掌握できるところまで十分に議論し尽くすべきだと私は基本的に思っています。

しかし、行政の運用する手順や制度の中で、余りにも細やかな部分までこの場所で議論をし、時間をかけることはいかがかなと思います。やっぱり私個人としては会長あるいは支える2人の副会長をご信頼申し上げておりますので、こういう部分については私どもにお任せくださいと。そして合併というもし決定が下されました暁に、1年ぐらいの時間がかかると思いますから、個々の埋め尽くすべきこと、先ほど会長がおっしゃいましたように、今で言いますと市民と村民ですけども、そこに1つになられた人たちが平等な1つの行政のサービスを受けられるという基本があるということを我々は信じておりますから、それに基づいて処理していただくことは私は今の時点で必要ではないかと私は個人的に考えております。別に諮っていただく必要はありません。

田岡会長：神崎委員のおっしゃっていることは、本当に共通認識でこれから進めていかないと、本当に行政運用の隅々まで、あるいはさまざまな料金設定の果てまでここでやるのかということ、本当に現に2カ月スケジュールが移ったというのはさまざまな原因がありますが、私たちが本来本質的な議論を交わす場として、どのレベルがといたしますか、どの議事の内容が必要かということはお互いによく理解をし合いな

がら、これからもぜひ協議にご協力をしていただければというふうに思います。

協議第7号のごみ対策関係につきまして、そのほかご意見ございますでしょうか。

(なしの声)

田岡会長：それでは、なければ基本的に一部修正をいたしますが、原案で確認をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

田岡会長：それでは、第7号はこのとおり決定させていただきます。

次に、第8号に移らせていただきます。毎回毎回先延ばしというわけにはいかないですから、今日はもう予定案件は基本的にやらせていただきたいと思います。

それでは、5分間休憩いたします。

(休憩)

田岡会長：それでは、会議を再開いたします。

実はこの会場6時から一般開放になっているという仕組みになっているので、今日はこの会場を使える時間は5時半までということになりますので、あと1時間です。時間の切れたところで協議を終わらせていただきたいと思います。精力的に中身を進めさせていただきたいと思います。

それでは、協議第8号 各種事務事業の取扱い(給食センター、図書館、公民館)関係について協議をいたします。事務局より説明をいたします。

事務局(中村)：協議第8号 協議項目26-6-7 各種事務事業の取扱い(給食センター、図書館、公民館関係)についてご説明いたします。

主な内容を40ページからの個表でご説明いたします。

1. 関係団体(協議会等)であります。上段に記載しております団体は、新市においても必要であることから、合併時に引き続き加入するものとしております。

下段に記載しております団体は、栄養士個人が加入することとなっているものであることから、新市としては加入しないものとしております。

2. 附属機関等につきましては、3市村において給食運営に関する機関を設置しております。また石狩市においては、図書館及び公民館の運営に関する機関を設置しております。これらはそれぞれの施設の運営や事業の審議等において、新市においても必要であることから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとしております。

3. 給食センター管理であります。新市では4つの給食センターが存在することになりますが、引き続き全施設により運営していくこととし、また関係事務については統一的に行う必要があることから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとしております。

4. 1ページになりまして、4. 学校給食につきましては、3市村において週5回の完全給食を行っているところでありますが、食材などの調達コストの関係により、1食あたりの給食費に差が生じております。

学校給食の実施については、合併時に石狩市の制度に合わせるものとしておりますが、給食費につきまして、本来統一料金が望ましいことと思いますが、食材の一括購入などにより、材料費の調達コストなどが改善するまでの間、現行のとおりとしております。

また、給食費会計につきましては、浜益村において学校納入方式の私会計により行っておりますが、石狩市に合わせ、新市では公会計により行うものとしております。

5. 図書館管理につきましては、石狩市に本館及び3箇所の分館があり、厚田村及び浜益村にはそれぞれ

れ公共施設内に図書室があります。図書の貸し出しなど、関係業務を統一的に行う必要があることから、厚田村及び浜益村の図書室を石狩市民図書館の分館として位置づけ、合併時に石狩市の制度に合わせるものとしております。

なお、利用条件等については現行のとおりとしております。

42ページになりまして、6.公民館管理であります。新市においても必要であることから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとしております。

これらのことから、39ページの調整の内容であります。合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。ただし学校給食のうち、給食費については現行のとおりとするとしております。

以上、協議第8号のご説明をさせていただきました。よろしくご協議お願いいたします。

田岡会長：第8号の件で、ご意見を承りたいと思います。

長原委員、どうぞ。

長原委員：給食センターの運営についてであります。今石狩市では第3セクターへ一部委託をしております。

そうしますと、石狩市の制度にこれを合わせるといことになりまして、厚田村、浜益村の給食センターは現在直営ということになっておりますから、人における身分の変換といいますが、第3セクターの身分になると、そういうことに変更になるといことを受けとめられますが、そういうことで、当該職員の皆さんなどの合意は得られるといことになるのでしょうか。

多少心配な面がありますし、第3セクターが果たして厚田村、浜益村の給食センターにまで調理部門を含め給食配膳ということが可能なのかという問題も出てきますので、必ずしもこの石狩市の制度に合わせるというよりも、これは現行制度を維持するといの方が本来合理的、妥当なのかなという気もするのですが、その辺いかがでしょうか。

専門部会(川又)：ただいまの質問にお答えを申し上げます。私、石狩市教育委員会の川又と申します。

委員ご指摘のように、現在石狩市においては第3セクター等へ委託をしているという状況でございます。2村においては直営方式という現状でございますが、新市として統一的な給食事業を運営していく上から、やはり統一的な形態が必要だろうというふうに考えてございまして、なお現在第3セクターでやっております形態が必ずしもベストなものかどうかという問題もございまして、新市においては厚田村、浜益村の運営については十分検討してまいりたいというふうに考えてございましてけれども、できる限り統一化をしてまいりたい。

また、身分の問題につきましては、現在村の嘱託等の身分扱いをしてございまして、第3セクター等への委託という方向になりますれば、身分替えといいますが、会社の方への就職といいますが、そういうものも考えてまいりたいというふうに考えてございます。

長原委員：当該職員の皆さんなどへのご理解といいますが、ご協力といいますが、十分にいただけるという見通しは大丈夫でしょうか。石狩市でもこの第3セクターへの移行に関してはいろいろと経過があったわけで、大変その辺のところの問題も心配になるわけですがけれども、今のお話ですと、急にやるのではなくて、少し期間も置いて、多少の検討の期間は必要だというような意味にも今のお話とれるのですが、そういう意味を含めての今の答弁でしょうか。

これ、人の身分の問題にもかかわりますから、こういう問題はきちんと整理しておくことが私は必要だと思うのですが、どうでしょうか。

専門部会(川又)：お答え申し上げます。

期間と申しあげました部分につきましては、あくまでも合併が本決まりとなりまして、やはり合併までの期間、数カ月間ございますので、その時点からやはりスタートというふうに考えてございますし、委託方式がベストというふうになりますれば、やはり現在おります職員等へのお話といたしますか、協議は進めてまいりたいというふうに考えてございます。

田岡会長：阿部委員、どうぞ。

阿部委員：厚田村の阿部です。

給食費のことでちょっとお聞きしたいと思うのですが、現行のとおりとするという形でもって3市村それぞれ金額が違くと。私はこの部分ぐらいは合わせられないのかなという思いをしております。一体性の確保という部分よりも、こういうことこそ本当に一般の方々がメリットを感じる部分ではないのかと思います。

それともう1点、最大の理由は、厚田村にしる、浜益村にしる、児童、生徒数を考えたときに、これぐらいの何十円かの差をなぜ現行のままにしなければならないのかと。石狩市の児童、生徒に比べて本当にパーセンテージからすると、わずかだと思うのですよね。たった数十円のことをなぜ現行のままに据え置かなければならないのか。これは非常に不満に思います。いかがでしょうか。

専門部会（川又）：ただいまのご質問にお答え申し上げます。

委員仰せのように、新市として統一した給食費を徴収するということは我々もそのように考えてございます。基本的には調書にも書かせていただいておりますけれども、統一料金としたいと、望ましいということも記載をさせていただいておりますが、現在厚田、浜益地域におきます食材調達コスト等の問題がやはり厳然としてございますし、給食数が少ない、両村の給食数を下げた場合、現状として石狩市の給食費に合わせますと、厚田、浜益両村については給食費が下がるという状況にございます。

これらの中で、両村の担当者もやはり十分な給食の内容、メニュー、そういうものも賄えないのではないかなというような危惧も示されておまして、当分やはりこの辺の調達コストなどについても合併が本決まりとなりましたら、我々事務方も鋭意努力をいたしまして、この辺の改善に努めてまいりたい。また業者等についても、その辺のところは働きかけを行いたいというふうに考えてございますけれども、厳然としてそういう調達コストが生まれているという中では、やはり難しいものがあるのかなというふうに考えてございますし、また統一料金とした場合に、やはり食数が少ないわけでございますけれども、その分石狩市の給食費を納入されている方にご負担をいただくという現象も生まれますので、この辺については市民合意といたしますか、給食費をお払いになられている保護者の方の合意というようなものも必要な時点があると考えてございますので、この辺については、統一料金が望ましいという基本的な線については、いささかも変わってございませぬので、これまで合併が本決まりになりましたら、その辺の作業も鋭意進めてまいりたいと考えてございますので、現時点での考え方をここでお示しをさせていただいているということでございます。

阿部委員：ぜひ、これはもう合併時から統一料金ということで、私は強くお願いしておきたいと思いません。

田岡会長：これ、まさに現実対応を事細かに書いたのですよね。これを裏返しにすると、調達コストを下げることによって統一料金が図れるという問題のどちらを選ぶかという問題なのですね。だからそのところで暫定期間というものを必要とするということになったわけです。

ここに書いてあるのは、料金の差は基本的にはないというデータです、1円30銭をここで太い大根と細い大根を議論しても、余り意味がないと思いますので、ぜひここに書いてある統一料金が望ましいと。し

かし若干暫定期間において、やむを得ないところをご理解して、合併時においては統一料金に限りなく努力するというご理解いただけませんか。

(異議なしの声)

田岡会長：そのほかにございせんか。

(なしの声)

田岡会長：それでは、なければ協議第8号につきまして、原案のとおり確認させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

田岡会長：それでは、そのとおり決定させていただきたいと思います。

次に、協議第9号 町名・字名の取扱いについて協議をさせていただきたいと思います。

事務局(江部)：協議第9号 協議項目19 町名・字名の取扱いについてご説明いたします。44ページの総括表でご説明いたします。

編入される2村において、「厚田郡厚田村」、「浜益郡浜益村」としていた部分は、ともに新市の名称であります「石狩市」となります。このことに伴い、総括表に記載しております現在使用している大字名と字名の名称について、変更するか、しないかを含めて協議していただくこととしております。

なお、石狩市につきましては、町名・字名の変更は行わないことといたします。

先に調整の内容を申し上げます。大字の区域は変更しないものとし、厚田村及び浜益村の大字名及び字名については、地域住民の意見を十分に尊重し、合併時までに決めるものとするとしております。

「大字の区域を変更しない」とありますが、合併協議においては、合併特例法などで「合併関係市町村」という表現がされており、合併前の従来の市町村区域を単位とする考え方が出てきております。その「合併関係市町村」の区域を変更するとすると、地域住民の混乱を招きかねないため、「大字の区域を変更しない」という部分を入れております。

また、大字の異なる2つの区域を1つにしますと、重複地番の発生が予想され、新市への円滑な移行に支障を来すことが考えられます。

それらを踏まえた上で、地域住民の意見を十分に尊重し、合併時には新しい町名・字名でスタートできるように決めていただくという内容になっております。

以上、協議第9号のご説明をさせていただきました。よろしくご協議お願いいたします。

田岡会長：ご意見ございませんか。

はい、どうぞ。

後藤委員：浜益村の後藤です。

厚田村、浜益村に同じ地名の濃昼(ごきびる)があります。厚田村の場合は大字濃昼村となっておりますけれども、浜益村の場合は字名で、村が見つからないのですよね。

そして、この地域に対しては、地域の住民の方々はどう思っているか知らないけれども、私どもはこの合併する際ですから、濃昼は川を挟んで厚田村、浜益村とあるのですけれども、この地域は何とか1つになれないかなと。仮に厚田村になるか、浜益村になるのか、その辺のことは地域住民の考え方があるかと思うのですけれども、その点はどのように考えてございますか。

工藤事務局長：事務局よりお答えいたします。

濃昼村、濃昼という地区を統合するというごことは、厚田郡厚田村大字濃昼村字濃昼と浜益郡浜益村大字

尻苗村字濃屋という字の区域の統合になるかと思えます。

町名は自由に決められますけれど、字を一緒にしますと、従来地番と言われているものは大字単位に振られていますので、厚田村で振られた地番と浜益村で振られた地番というのが重複するという、同じように1番が出てくる可能性があります。

そうすると、地番の変更という手続が発生します。そうすると地番を統合してしまいますと、従来の区域というのが地番上非常にわかりにくくなってしまうということがあります。そういった意味で、一般的に合併に際しては大字の区域の変更、区域の変更というのは他の合併している市町村では一般的には取り扱ってなく、当協議会もこのような取扱いをしたいなと思っています。

また、字の統合をしますと、次の協議第10号で提案させていただいています国民健康保険税の不均一課税、それから地域自治組織等小委員会でご協議いただいています地域審議会、あるいは地域自治組織等の取扱いについても、従来の市町村の区域というのが前提でございます。2つをまとめることもできるということになりますけれど、基本的には従来の区域に地域自治組織等が置かれるということでございますので、統合されると従来の区域というのは地番上、非常に不明確になって、現在いらっしゃる方については、自分は厚田村だ、浜益村だとわかるのですけれど、その後に入ってこられた方につきましては、自分がどちらの区域に属しているのかわからなくなるということで、新市においてしかるべき期間を経過して、不均一課税等、地域自治組織も10年とか15年ということでございますので、ある程度時間がたってから大字の統合というのはその時点でさせていただきたいなと、このような意図でこういう大字の変更はしないという提案をさせていただいたわけでございます。

よろしく願いいたします。

田岡会長：はい、どうぞ。

後藤委員：私、提案したいのですけれども、この合併の際に、同じ地域の中で川1本挟んで厚田村、浜益村となっているので、地域住民の意向もあるかと思うのですけれども、こういう際ですから、何とか1つの地域にならないかなというふうな懸念があるのですよ。

ただ、これからその地域から出る議員の定数でいきますと、やはり厚田村は厚田村の地域である方が住民の数も増えるということで、浜益村にすれば、浜益村の議員はまたいいと、そういうメリット、デメリットあるのですけれども、そういうことを抜きにして、同じ地域だから、同じ村にならないのかなという、字名にならないのかなという思いを持っているのですけれども、できればそうした方が今後の残った子供さん方、やはり同じ地域の中で同じ手を携えて、浜益村なり、厚田村なりというような地域になると思うのですけれども、その辺いかがでしょうか。

田岡会長：この非常に難しい問題をおっしゃる気持ちは本当によくわかりました。

ただ、行政手続といいますか、その関係からいきますと、非常に難解な問題を背景に抱えている問題だと思います。

新しく住んだ方がどうのこうのという説明を今いたしました、その以前に地番という厳然たる事実をどう継承するかという問題になりますので、そういう議論をぜひということになりますと、大字についてももう少し地域で判断するという材料をここで整理するということになるわけですが、行政の大字はちょっと正直難しい問題だと思いますがね。

羽立委員：この問題は、合併して新市になってから、地方自治法に行政区域の変更というのが議会の議決になるわけですから、その方がいいと思いますよ。地方自治法上できますので、行政区域の変更。

田岡会長：いやいや、できます。それはもうできます。

羽立委員：合併してからでなければできないのでしたけれどね、やっぱり。合併して石狩市になってからね。

田岡会長：はい、どうぞ。

福沢委員：全然話がちょっともとに戻るような感じで、ちょっと理解し切っていないので、この部分についてちょっと見解をいただきたいと思うのですけれど、新しい町名をつけたときに、必ず土地の地番が変わるのですか。まず1点聞きたい。

例えば、厚田村の虹が原という団地の名称を地域が望んだとしたら、石狩市虹が原という地番に全部変わるというふうに理解するのですか。まず。

今、私の感覚の中では、札幌市の中で見ても、土地の地番と住居表示は必ずしも一致していないのですよね。土地に何々町名がついて、何丁目何番地1とか2とかという子番が振られていますけれど、その上に建っている建物に入ると、その地番でなくして、何番何号という町名の場所ではがきが行ったり来たりする、住所登録はそれでされていると思うのですよね。

だから、今言った議論の中で、必ずしも町名を選んだら土地の地番というか、名前自体が全部変わるという方式になるのかどうか、まずそこを。

工藤事務局長：ただいま福沢委員の住居表示法に基づく住居表示と、一般的に使われている底地番と言われている住所地番、それが違っていいのかと。合併に際して住居表示の手続をすれば可能ですとしか言いようがないのですけれど、ただ住居表示の手続は連たんしている戸数、そもそも住居表示が始まったのは郵便物がきちっと配達されないというところで、連たんしているところに住居の番号を右回りに1番、2番というところで振っていくというその発想から出てきてます。

例えば、厚田村、浜益村で家が離れているところに住居表示をしたとしますと、1番の隣が100メートル離れたところに家があったとしたら、それは2番でなくて99番かもしれないし、そういうことで住居表示の約束事がございまして、番号の振り方の約束事がございます。それで連たんされているところに郵便物がきちっと届くということで、住居表示法に基づく住居表示というのが出てきています。

石狩市につきましても、役所は北6条1丁目30番地2という底地番で、住所の表示も同じでございます。石狩市の場合は地番表示と住所の表示が一致しています。厚田村も浜益村も一致されています、といったことで、住居表示があると、必ずしも底地番と上が一致しなくてもいいのですけれど、技術的には石狩市も含めて郡部において、住居表示をするのは非常に困難であるというように考えています。

字名・町名と言われているのを変更というのは、これは先ほど新市において境界変更とおっしゃられましたけれど、そうではなくて字名変更という手続がすれば、大字名称は変えることはできます。石狩市でも過去にかなり多くやっております。例えば花畔を区画整理やったときに花畔1条何丁目とかというのが、それが大字名の変更でございます。あくまでもその場合でも、一般的に底地番と言われている土地に振られている番号というのは変えないというのが前提でございます。変える権限というのは法務局しか持っていません。番号を振るときに、底地番が振られるのは登記官がその土地の分筆なり合筆をしたときに新たに地番を振るということでございますので、市町村にその番号を振る権限がございませんので、その地番の変更というのは非常に難しくなります。

だから、重複地番が発生した場合は、今まで1番使っていたのが2番になるというのではなくて、最後の番号の101番になるか何とかということになるので、その権利関係が発生した場合に、もとの土地の所有というのに賃貸借契約とか、担保とか、そういうのがあった場合においては、職権でできるものもありますけれど、個人で契約しているものについての実際その地番が変わってしまうと、その土地所有関係

の手続というのは、住民の方個人にやってもらわなければならない。合併時においてそういうもの、極力住民負担を少なくするというので、大字の変更は考えなかったということでございます。

田岡会長：先ほど私が難しい問題があると言ったのはそこなんですよ。ですから地域でいろいろな実情がある一方で、そういう問題もあるということで、なかなかこれは結構深い問題になるという意味なのです。

はい、どうぞ。

坪田委員：石狩町が石狩市になったときには、個人的には登記とかは全然しなくてよかったですよ。

田岡会長：そうですね。

坪田委員：そういう自動的にぴよっとよかったのですが、これ大字もいじって、字も名前とかいじってしまうと、個人で持っている土地の登記とかの手続というのは、自動的に何もなくていいものなのか、それとも発生してくるのか、どの程度まではやらなくていいとかという、合併に対してそういう決まりはあるのでしょうか。

工藤事務局長：字名の変更ですので、合併するとき住民の意見を尊重して決めてもらいます。その場合に石狩市の条例というか、合併時にあわせて厚田地域の字はこの部分はこうしますよという手続を石狩の議決をして、法務局に事前に協議するのですが、届け出しますと、厚田郡厚田村大字何とかとついている部分が石狩市、その後、厚田何とかになるのか、そういう住民の方が決めた大字名になりますけれど、地番は動きません。

それで、それをそういう一覧表をつくって、法務局に届けますので、石狩町から石狩市になったように、一般の個人の方の登記上の手続は職権で全部法務局でやっていく。行政がやって、行政が一覧表をつくって法務局の方に届けるということで済みますけれど、それ以外の個人が持っているいろんな契約ありますね、その番号が振られている場合については、住民の方の負担でやっていただくということになります。

田岡会長：はい、どうぞ。

福沢委員：今の説明の中で、それでは大字でなくして、住所的に字何番地という番地を持っている人が今度字をなくしたときに重複する可能性というのが1つ出てくると思うのです。そうではないですか。今の説明でいくと、その辺までいくと本当にこの機能が大字だけでいいのかどうか、そういう問題になるような気がするのですけれど。

工藤事務局長：地番の振り方というのは、大字を基本に振られていますので、小字というのは地番の番号とは重複することはないのです。大字何とかというところから振られたときに、たまたま小字をつけて1の2にしたとかということで小字が発生するというので、基本的に大字の中の番号というのは途中小字がついていようが、重複地番というのは基本的にはありません。

だから、大字の区域というのは、大字の区域をあわせてしまうと重複発生しますけれど、大字の区域の中で町名を幾ら変えようが、重複地番というのは基本的には発生しないということになります。

田岡会長：今の事務局の説明によると、大字を変えると今度逆に重複地番が出てくるのです。だから今度重複地番を整理するという作業が出てくるということになるのですよ。いいですか。気持ちがわかるだけに、何とか整理できればいいなと思うのですが、余りにも底がどんどん、どんどん広がっていくことになりますので、現実に大字までさわるとなると。

とりあえず、原案でご理解いただきまして、ちょっと地域に帰ってよくその辺あたりも現実対応が可能かどうか、宿題にさせてもらうということで、とりあえずこの原案でご了解していただければと思います。

加納委員：すみません、本当に簡単なことなのですが、このままでもし残ったとしたら、今度新

しい名前は石狩市、例えば一番上の濃昼村、例えば赤岩という表示なのですか。村は残るのですか。この辺ちょっとどういう表現なのか、もちろん変わる場合もあると思いますけれども、村というのは残るのですか。

工藤事務局長：それを含めて、例えば私ども当初考えたのは、石狩市厚田濃昼とかそういうことで、小字も全部外して番号を考えたのですけれども、それは住民の意見を聞かなくてはならないということで、素案としていろいろ考えてみました。

もちろん、大字も村もつけることも、このまま生かすことも、これは自由です。まるっきり変えないというのも選択肢がありますので、このままいきたいとなれば、そういった意味で住民の意見を十分尊重して町名をつけていただくということになります。

田岡会長：はい、どうぞ、村重委員。

村重委員：私も簡単なこと1点だけ。

先ほどから出ている地域住民の意見を十分に尊重しとありますけれども、今の段階でどういう方法をお考えでしょうか。

工藤事務局長：これも合併が決まってから、はっきり合併が議決されてから、6カ月とか、合併の期日はまだ決まっていませんけれども、最低でも6カ月は間をとりますので、その間2カ月あれば十分どういう町名にしたらいいのかというのは決められると思います。その後に議決をして、法務局の手続ということになるのかと思います。

田岡会長：それでは、協議第9号について、議論は尽くされたと思いますので、原案で確認をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

田岡会長：それでは、そのとおり確認させていただきます。

次に、協議第10号 国民健康保険事業の取扱いについてですが、今日は事務局の説明をとりあえずさせていただきます、終了したいと思います。

事務局(中村):協議第10号 協議項目22 国民健康保険事業の取扱いについてご説明いたします。47ページからの個表でご説明いたします。

1.国民健康保険税であります、ごらんのとおり介護分の賦課限度額8万円を除いては、すべて3市村の税率等が異なる状況となっております。中でも一番違う点は、石狩市では固定資産税額から算出する資産割がないという点であります。

これら税率等は、住民へ及ぼす影響を最小限に抑えること、また資産を有してはいるが、所得のない高齢者等の増加に対応するため、石狩市の制度に合わせるものとしております。後ほど本日配付しております資料の説明をいたしますが、石狩市の税率等に合わせることにより、2村地域では保険税の増額となる世帯の割合が著しく多いことから、合併特例法第10条の不均一課税を適用することとし、その期間は合併した年を含む5カ年度としております。

仮に、平成17年3月31日以前を合併期日とすると、平成21年度から新市全体で統一されることとなります。

納期につきましては、合併した年の翌年度に石狩市の9期に合わせるものとしております。

48ページへ移り、2.保険給付につきましては、出産育児一時金は3市村同額となっております。葬祭費において、石狩市と厚田村が2万円、浜益村が3万円となっておりますが、国保会計の健全運営を考慮し、合併時に石狩市の制度に合わせるものとしております。

3. その他国民健康保険関係事務につきましては、運営協議会の事務、保険者証の発行事務などがありますが、新市の一体性を考え、合併時に石狩市の制度に合わせるものとしております。

これらのことから、46ページ、調整の内容であります。合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。

2村地域における税率等については、市町村の合併の特例に関する法律第10条を適用し、合併した年を含む5カ年度に限り、不均一課税を行うものとする。ただし納期については合併した年の翌年度から、石狩市の制度に合わせるものとするとしております。

議案の説明は以上であります。

引き続き、資料集の18ページからになります国民健康保険税関係資料について、専門部会の職員よりご説明いたします。

専門部会（唐澤）：それでは、引き続き、国民健康保険事業の取扱いにつきまして、住民福祉専門部会の石狩市の唐澤、私の方からお手元に配付させていただいております資料に基づき、説明をさせていただきます。

まず、配付資料の19ページをごらんいただきたいと存じます。

19ページの(1)は3市村におきます国民健康保険税の現状を一覧にしておりますが、世帯数及び被保険者数につきましては、平成15年度の当初賦課時点での数値、その他の所得割、資産割、均等割、平等割及び賦課限度額につきましては、平成16年度における数値を一覧にしております。

なお、3市村におきます国民健康保険税の賦課状況での大きな相違点は、石狩市においては賦課をしていない資産割が2村において賦課されていることですが、このことは少子高齢化社会の中で、土地や建物などの資産を有しながら、所得の少ない高齢者の増加にも配慮しつつ、さらにまた新市において資産から収入を生み出す第一次産業の就業人口が都市化などの進行により、今後とも引き続き少なくなることが予想されることから、新市における国民健康保険税では、石狩市の税率等に合わせることにしたものであります。このことにより増額となる世帯が多いことから、2村において合併特例法第10条に規定する不均一課税を適用しようとするものでございます。

次に、(2)の国民健康保険事業特別会計における収支の状況でございますが、2村においては実質単年度収支が赤字の年度について、一般会計からの基準外繰入金により収支の均衡を図っている状況でございます。

特に顕著なのは、厚田村で、下段の1人あたりの基準外繰入金の状況の棒グラフをごらんいただきたいと存じますが、その収支不足を1人あたりにして、石狩市、浜益村と比較して、非常に大きな額を一般会計からの基準外繰入金により賄っている状況にあることがご理解いただけると思います。

次に、20ページをお開きいただきたいと存じます。

新市における国民健康保険税の考え方でございますが、現在3市村では、課税方式や税率がそれぞれ異なっていることから、新市においては公平負担の原則により統一化する必要があります。

その統一にあたりましては、新市において住民に対する影響を可能な限り少なくすること。さらには資産をお持ちになっている高齢者に対する配慮が必要であること。さらに国民健康保険特別会計の独自性や独立採算性の考え方を堅持するため、一般会計からの繰り入れを抑制するなど、石狩市の課税方式及び税率に合わせることにしたものでございます。

20ページの表は2村において、石狩市の税率等に合わせた場合のそれぞれの比較を掲載してございません。

なお、石狩市において、平成16年度より税率等を改定することとしてございますので、改定後の数値で試算をしてございます。石狩市の改定後の税率等に統一した場合、2村地域において資産割がそれぞれ廃止となり、介護分がマイナスとなります。

また、医療分では厚田地域が16.6%、浜益地域で0.7%のそれぞれ増となります。医療分、介護分合わせた国民健康保険税としては、厚田地域で15.0%の増、浜益地域では0.5%の減となると試算をしてございます。

このように、新市における国民健康保険税の税率などを石狩市に合わせた場合、厚田地域では86%、浜益地域では76%の世帯で国民健康保険税が増額となることから、激変緩和措置としまして、合併特例法第10条の規定を適用し、不均一課税を実施することとしており、その方法として合併した年の翌年度に1回目、さらにその翌々年度に2回目の改定を実施し、最終的に石狩市の税率等に合わせることにしております。

21ページに、平成17年3月31日までに合併すると仮定しまして、厚田、浜益両地域において不均一課税を実施する場合の年度ごとの改定状況を掲載してございます。なお合併が17年度にずれ込んだ場合につきましては、18年度に1回目、20年度に2回目、22年度に最終的に石狩市の税率に合致することになります。

次に、22ページ以降の不均一課税を実施した場合の2村地域における国民健康保険税の試算モデルでありますが、モデル1のケースは所得及び資産もゼロの7割軽減世帯における被保険者数に応じて、それぞれ現行の課税額と不均一課税を実施した年度の課税額、さらに最終的に石狩市の課税額となった年度における課税額の比較増減額を記載してございます。

モデル1の厚田村の試算をご説明いたしますと、被保険者数が1名の場合では、現行の課税額が1万3,800円でございますが、不均一課税の1年目では15,400円で1,600円の増、2年目では17,100円となり1,700円の増、最終年度では18,700円で1,600円が増額することとなります。

現行の課税額13,800円と最終年度の18,700円との比較増減額が右端に記載してございます4,900円がトータルで増額となる試算でございます。

以下、モデル5までそれぞれ同様の考え方で試算をしてございますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

次に23ページのモデル6でありますが、この表は石狩市の税率等に合わせた場合におきまして、固定資産税額がそれぞれの所得額と被保険者数に応じて記載されている金額以上であれば、新市における国民健康保険税は減額となり、未満であれば増額となる一種の早見表でございます。

簡単にご説明いたしますと、例えば厚田村の例で所得がゼロで被保険者数が1人の場合につきましては、現在の固定資産税額が9,800円未満であれば、新市の国民健康保険税は増額となり、以上であれば減額となるという表でございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

田岡会長：今日は資料の説明までにとどめさせていただきたいと思います。

また、今の説明の中で、追加資料がこの場でもしお気づきの点がありましたら、事務局の方にでも言っていただければ、また用意をさせていただきたいと思います。

6. 閉 会

田岡会長：以上で、まことに申しわけございませんが、本日の会場の都合で今日はこれにて散会をさせていただきますと思います。

長時間にわたり、ありがとうございました。

工藤事務局長：事務局から、次回の開催予定についてご報告させていただきます。

4月の下旬に厚田村の村長選挙がございますことから、ゴールデンウィーク明けの5月7日金曜日午後1時から厚田村総合センターで開催したいと思います。

議案につきましては、連休前の4月下旬の早い時期に送付したいと思っております。

上記協議会の経過を記録し、その相違ないことを証すため、ここに署名する。

平成 年 月 日

石狩市・厚田村・浜益村合併協議会会長 田岡克介